

飲酒にまつわる事故と責任(二) : ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法

小佐井, 良太
九州大学法学研究院・久留米大学

<https://doi.org/10.15017/11001>

出版情報 : 九大法学. 93, pp.312-226, 2006-09-20. Kyudai Hogakka i
バージョン :
権利関係 :



飲酒にまつわる事故と責任 (二)

—— ある訴訟事例を通して見た死別の悲しみと法 ——

小佐井 良太

I. はじめに

II. 事件の概要と展開

1. 事件の概要

2. 事件の展開

(以上、88号)

III. 検討

1. 倫弘さんの存在と死をめぐる遺族両親とサークル学生たちとの「関係性の濃度における隔絶」

(1) 遺族両親の事故状況説明へのこだわり

(2) 両親の「親としての思い」と「周囲／世間」との関係性

2. 新入生歓迎コンパをめぐるサークルの集団力学と責任

(1) 伝えられなかった事故状況：口をつぐんだ直接の当事者たち

① 混乱していた事故当日の現場・三条河原の状況

② 口をつぐんだ「直接の当事者」たち

(2) 「サークルとしての対応」の論理と限界

① 事故状況説明の困難さと「お参り対応」の影響

② サークル学生たちの「孤立無援」と「苦悩」

3. 原告／被告双方の代理人弁護士と依頼者との関わり方の問題

(1) 原告側代理人弁護士と原告両親の関わり方の検討

① 原告側代理人弁護士の本件事件に対する見方・受け止め方

② 原告側弁護士との関係についての原告両親による評価

(2) 被告側代理人弁護士と被告サークル学生たちとの関係の検討

① 被告側代理人弁護士の事案認識と訴訟戦略

② 被告側弁護士のアドバイスによるサークル学生たちへの影響

4. 死が持ち込まれることを嫌う法廷：排除される「親の心情」

(1) 排除される「親の心情」と被害者・倫弘さんの「不在」

(2) 「神聖な法廷」への思い

5. 「命の重み」と金銭賠償原則、和解条項をめぐるディレンマ

(1) 「示談」の可能性と提訴動機をめぐって

① 「示談」成立の可能性

② 提訴動機の表明をめぐって

(2) 金銭賠償原則と「命の重み」をめぐるディレンマ

(3) 和解条項をめぐるディレンマ

(以上、本号)

IV. むすびにかえて

Ⅲ. 検討

以下、本件事件の検討を行うにあたっては、これまで見てきた事件経過を踏まえて大きく二つの時期区分に分けて検討することにした。すなわち、本件事故の発生を受けて倫弘さんの両親とサークル学生たちとの間で直接交渉が行われていた段階と、その後、交渉の行き詰まりから弁護士の関与の下に本件事件の訴訟を通じた法的解決が図られ最終的に訴訟上の和解によって終局へと向かう段階、である。以下ではそれぞれ簡略に、「直接交渉の段階」、「法的解決が図られた段階」とする。

これを前節「Ⅱ. 2. 事件の展開」において採用した時期区分と照合すれば、「直接交渉の段階」には、(1)事故発生とサークル学生たちによる両親への事故状況説明、(2)サークル学生たちによる再度の事故状況説明と「このままにはしておけない」気持ち、(3)「解決」の模索、までの展開が該当する。同じく、「法的解決が図られた段階」には、続く後半部分である(4)提訴へ向けて、(5)提訴と訴訟の進行、(6)和解の成立、の各展開が対応することになる。

以上の事件展開における二つの時期区分を踏まえて、「直接交渉の段階」、「法的解決が図られた段階」、それぞれについて具体的な検討項目・論点毎に検討して行くことにしたい。

まず、事件経過の前半部分である「直接交渉の段階」について簡略に事件経過を振り返っておこう。突然の事故発生を受けて倫弘さんの両親は、倫弘さんの死を到底受け入れることができない混乱の中で「倫弘の親」としての直感から倫弘さんの死の状況に不審を抱き、「親として事故の状況・真相を知りたい」という思いをまずは強く抱いていく。そして、事故の当事者であり関係者であるサークル学生たちに対し徹底して事故の状況説明を求めて行くが、両親から見れば、彼らからは極めて不十分な対応しか得られなかった。

両親は、サークル学生たちを前にして、本件事故の発生状況が「倫弘の親」として如何に信じ難く受け入れ難いものであるかを、倫弘さんの具体的な性格や「生育歴」にまつわるエピソードなどに触れながら話すうちに、倫弘さんのことをよく知らない彼らサークル学生たちに対して「倫弘さんの性格を知らしめたい」という思いを抱いていく。両親にとって倫弘さんの性格を知らしめることが、同時に、両親にとってかけがえのない存在であった倫弘さんの「命の重み」を彼らサークル学生たちに対して理解させることでもあった。

しかし、そうした両親の思いはサークル学生たちに思うように伝わらず、やがて両親は「親としての気持ちがわかってもらえない」と強く感じるようになり、最終的には倫弘さんの「命の重さを知らしめたい」という思いから、「親の責任としての示談」をサークル学生たちに対して切り出し、求めて行くに至った。

これに対して、サークル学生たちは、事故発生直後から事故の状況説明を経て「示談」交渉に至るまで、一貫して「サークルとしての対応」を維持していたことが特徴的である。彼らは結果的に、両親の思いや期待に十分応えることができないまま、最終的には自分たちの力だけで両親の求める「示談」に対応することの限界を感じ、弁護士の力を借りることになる。

以上をまとめれば、かけがえのない存在である倫弘さんとの「死別の悲しみ」を抱え、「親としての思い」から詳細な事故状況の説明をまずは求めながら最終的に「親の責任としての示談」を求めていった両親と、最後までサークルの論理から脱却できずに「サークルとしてその死を悼む」対応をとったサークル学生たちとのズレの構図が、両者の直接交渉の過程を色濃く規定していたと見ることができる。事故の被害者＝倫弘さんをめぐって両者の間に「関係性の濃度における隔絶」が抜き難く存在していたことが、最後まで「ボタンの掛け違い」的状況を克服できない結果になったといえる。

ここからは、一方当事者である遺族両親の抱える「死別の悲しみ」に伴う特有の困難さが、紛争の展開過程においてその当初から決定的な影響を及ぼしていたことを読み取ることができると思われる。また他方で、相手方当事者であるサークル学生たちが「サークルとして倫弘さんの死を悼む」という行動方針を選択したことで、彼らのサークル集団としての論理やその内部での人間関係上の力学関係が、倫弘さんの死に対する責任の問題をさらに複雑化させたものと理解される。これら双方の当事者がそれぞれに抱えていた「固有の困難さ」がその後の事件展開と複雑に絡み合うことにより、当事者同士の直接交渉による紛争「解決」を非常に困難なものとした構図を理解する必要があると言えよう。

以下では、この点を意識しながら、本件事件の「直接交渉の段階」における遺族両親側、サークル学生側、それぞれに固有の「困難さ」を、それぞれ具体的に分けて見ていくことにしたい。

1. 倫弘さんの存在と死をめぐる遺族両親とサークル学生たちとの「関係性の濃度における隔絶」

(1) 遺族両親の事故状況説明へのこだわり

既に事件経過において詳しく見たように、遺族両親は突然の事故発生に伴う心理的混乱の中で、事故前日の経緯（コンパ前日の水着の用意をめぐる倫弘さんと母・豊子さんの間の話し合い）と倫弘さんの性格（水を怖がり、息継ぎができず泳ぎが苦手。危険な場所には近づかない慎重な性格）から、本件事故が発生した状況に当初から何らかの「事件性の疑い」を感じていた。このことは、父・勝さんが事故後駆けつけた病院でサークル学生たちに言った「追いつめたな。自分で入るわけがない」という言葉に最も象徴的に表れている。両親はその後、サークル学生たちの事故状況説明の過程で「これは事故ではなく、事件」という言葉を再三、口にしていく。

このように両親には、「かけがえのない存在」である倫弘さんとの間

の「濃密な関係性」に基づき、その「死の状況」に対して「倫弘の親」としての直感から数々の疑問を抱き、これを明らかにして行くことに強いこだわりがあったと言える。事故後早い時点で受けた法律相談により得られたアドバイス、「自分たちで事情を聞きだすしかない」も加わることにより、サークル学生たちから事故状況について詳しい話を聞きだすことに懸命⁽¹⁾となる。

これに対して相手方のサークル学生たちは、「取り返しのつかなさ」を「仕方のなさ」へと早々に置き換えて、事故後10日ほどで倫弘さんの「思い出」を綴り、サークルとして何よりもその死を「悼む」対応を選択していった。事故発生の当初から、両親にとって事故の状況説明が何よりも必要だったのに対し、サークル学生たちはその必要性を十分理解することが結局、できなかったと言えよう。

そうしたサークル学生たちに対し「冥福を祈ってくれるより真実を知らせてくれることが倫弘の供養になる」(母・豊子さん)とはたらきかけ、「死」の結果の不可逆性に抗いつつ倫弘さんの性格や生育歴を語ることで倫弘さんを「生かし続け」、その存在を知らしめ続けようとした両親の思いとの間には、一貫してズレが存在し続けることになる。倫弘さんとの関係性が希薄だったサークル学生たち⁽²⁾とは、倫弘さんの「存在」と「死」をめぐり、その失われた命の「取り返しのつかなさ」に対する認識において隔絶⁽³⁾していたと言えよう。

ここには、倫弘さんの「死」をめぐり両親にとっての「かけがえのない存在の死」と、サークル学生たちにとっての「一人の新入サークル学生の死」の意味次元・時間次元における落差／隔絶を見てとることができよう。この「落差／隔絶の構図」は、以降の事件展開において一貫して見られるものであり、サークル学生たちとの間での事故状況説明をめぐり全体／個々の局面において、また後の訴訟において事故の法的責任が論じられる際及びその前提としての事実認定の全体／個々の局面においても見られることになる。

具体的にはたとえば、事故直前、三条河原での倫弘さんの行動に対する両親の理解と上回生の無理解という問題がある。事故状況との絡みで倫弘さんの「表情からは読めない心理」(「ニコニコしていた」等)や「言動から伺える真の意図」(「川なんか入ってる場合ちゃうやん」、「はい、行きます」等)をどう解釈するかをめぐり、両親の理解／サークル学生の「無理解」という構図⁽⁴⁾が成立していたと見ることができる。かけがえない息子・倫弘さんのことを「自分たちは、他の誰に比べても知り尽くしている」という思いが揺らがない両親の、事故状況のディテールに対するこだわりと「読み込んだ解釈」に対し、サークル学生たちの説明は彼ら自身の認識として「普通の解釈」に基づいており「それなりに精一杯尽くしているつもり」ではあったが、両親の要求水準を満たすことができなかった。

そもそも両親にしてみれば、事故状況について「知っていることを何でも素直に話してくれれば、難しくないはず」との思い(「わからんいうのが、わからない」)があるのに対して、サークル学生たちにとってはサークル組織として対応していたことの問題もあり、「いくら説明を尽くしてみても、認めてもらえない」という思いが次第に蓄積されて行くことになったものと思われる⁽⁵⁾。

こうした事故状況の説明をめぐるやり取りを経て両親は「親の責任」としての「示談による解決」を切り出した。そこには、親として事故を「このままにはしておけない」という固い決意(「命の重さを感じぬ相手へ一太刀浴びせたい」思い)があった。「示談」による「きちんとした解決」を成し遂げることにより、両親は倫弘さんに対して「やれるだけのことは、やった」という形で親として「顔向け」ができるという理解であったと思われる。だが、両親のこうした「示談」への思いは結局、実を結ぶことなく終わってしまったのである。

さて、ここまで両親の事故状況に対する強いこだわりとサークル学生たちによる事故状況説明の「失敗」⁽⁶⁾という事件経過について、倫弘さん

の存在と死をめぐる両者の関係性の濃度における「落差／隔絶」の構図を改めて振り返ってみた。この構図を踏まえることによって、両親がサークル学生たちの説明に対して納得が行かなかった理由も、サークル学生たちが彼らなりに「いくら説明を尽くしてみても、認めてもらえない」という思いを両親に対して次第に募らせていったことのいずれも、理解していくことが可能になると言えよう。

（2） 両親の「親としての思い」と「周囲／世間」との関係性

ここでは、両親が事故状況を明らかにすることに強いこだわりを持っていたことを手がかりに、両親の「親としての思い」について特に「周囲」ないし第三者／「世間」⁽⁷⁾との関係性という面から見ておくことにしたい。

改めて事件経過を振り返れば、突然の事故により倫弘さんを亡くした両親が自らの心のうちで直面した「感情」は、嘆き、悲しみ、怒り、精神的混乱、ショック…等々、様々な情緒的反応を伴ったそれ自体何とも形容・表現し難い心理的感情であったと考えられる。両親にとってそうした人間的な内面に関わる複雑な心理状態を表すのに適切な言葉はおそらく当初、見つからなかったことであろう。

そうした中で、両親が事故状況に対して強いこだわりを抱いていく背景には、大きくわけて二つの側面が作用していたものと思われる。ひとつは、自分たちの「親としての直感」を根拠にした事故状況に対する疑問かつ信じられない思いであり、もう一つはそうした直感を一方で後押しすると同時に他方では打ち消すような周囲ないし第三者の事故状況に対する見方・反応であったと思われる。

具体的には例えば、倫弘さんのことをよく知る周囲の人々の事故ないし事故状況に対する反応があった。これについて事件経過の中で既に紹介した母・豊子さんのサークル1回生たちに宛てた手紙の内容を引用すると、次のような部分がある。⁽⁸⁾

「倫弘の今までの性格、行動を知っている人達は、『小さいときからプールに入るのをいやがっていたのに』とか『なんで、あれだけ慎重だったのに』とか色々いわれました」

倫弘さんのことを小さい頃からよく知る周囲の人たちのこのような反応に対して両親は、一方で自分たちの抱いた疑問と重なることから十分合点がいくと同時に、他方ではそうした周囲からの疑問の声に対し自分たちが「親として答えられない」、説明できない状況にあることを意識せざるを得なかったと思われる。自分たちが親として周囲に対する説明責任を果たせないことへの自覚は両親にとって忸怩たる思いとなり、そのことが事故状況を詳しく知りたい／知らねばならないという思いに、一方で拍車をかけていったものと見ることができよう。

他方で、倫弘さんのことを知るはずもない第三者／「世間」との関連では、事故状況について両親の目から見ればとても賛同できない、「誤った見方」が広く伝わっている可能性を両親は意識していた。それは、事故状況に関して新聞記事などが伝えた内容に基づく見方である。事件展開において既に見たように、⁽⁹⁾事故状況について各新聞記事は倫弘さんが自ら川に「入った」という趣旨の論調であり、中には「増水、危険顧みず」あるいは「コンパ、酒の勢いも？」といった見出しにより倫弘さん自らの「過失」を印象づけるものもあった。この点に関して、両親は次のように語っている。⁽¹⁰⁾

「息子の話も新聞の3面記事に載った。同志社の別のテニスサークルでも、同じ日に琵琶湖で亡くなった。[倫弘さんについては] お酒飲んで、ふざけて飛び込んだと記事に書かれた。息子を知らない人には、息子の性格などわかってもらえない」

そして、実際に事故の新聞報道記事をめぐって、次のようなエピソードが存在していた。⁽¹¹⁾再び、両親の語り。

「[倫弘さんの弟さん]の前で、体育の授業で、新聞の切抜きを持ってきて[体育の先生が]話をした。こんな学生がいるので気をつけるようにと。400人にそれが伝わる。息子の名前は載ってる。みんなが[誤解した形で事件内容を]知ることになる。学校の体育の先生に申し入れをした。世間では山口さんの息子さんもお酒飲んで川に入ったらいかんなといわれたが、もう説明はしない。息子と、息子の性格を知っている者だけは、わかってくれるだろうから。息子の名誉を回復するのも訴訟の目的の一つ」

ここでは、両親に「息子を知らない人には、息子の性格などわかってもらえない」、「息子と、息子の性格を知っているものだけは、わかってくれるだろう」という思いがある一方で、「世間」では「山口さんの息子もお酒飲んで川に入ったらいかんな」という見方が実際に伝わっていた一例として「体育の先生」のエピソードに触れられている。そして、「息子の名誉を回復するのも訴訟の目的の一つ」という訴訟の位置づけに関する説明へとつながっている。

この時点で両親にとって「わかってもらえない」第三者を直接相手にすることには、半ば「あきらめの思い」もあってさほど意義が見出されているようには思われない。しかし、その一方で、倫弘さんのことをよく知らない第三者／「世間」はともかく、倫弘さんのことをよく知る人たちには事故状況についてしっかりとした理解を持ってもらいたい、そのためにもまずは自分たちが事故状況をきちんと把握して説明できるようにならねばならない、という認識であったと思われる。その意味で新聞記事の内容は、事故状況について両親から見れば極めて疑わしく賛同できない内容であったが、逆にそのこと故に、事故発生当初のまだ事故状況が十分両親に把握されていない時点では、両親を事故状況の解明へと向かわせるのに十分な作用を果たしていたものと見ることができよう。

以上をまとめると、両親は、事故状況について自ら知りたいという思いとともに、身近な周囲や第三者／「世間」との関係性において「知らねばならない」という思いを抱くようになり、そのことが事故状況に対する両親の強いこだわりになっていたものと理解できる。こうした事故

状況をめぐる両親の「親としての思い」はその意味で、周囲との関係性において両親が「親であろうとした思い」として位置づけることができよう。

そしてここでの関係性の中には当然、事故の関係者であるサークル学生たちが含まれることになる。事故状況をめぐる両親の「親としての思い／親であろうとした思い」は、より直接的に、彼らサークル学生たちとの事故状況説明をめぐるやり取りの過程において両親が自らの思いを語る中で、徐々に言葉を与えられ形作られていったものと見る⁽¹²⁾ことができる。

ここで改めて確認しておかなければならないのは、事故状況説明の過程を通じて両親が、倫弘さんのことをよく知らないサークル学生たちに対してこれを知らしめようとし続けたことである。「周囲／世間」との関係では「知らない人には、わかってもらえない」と半ばあきらめの気持ちで対処していた両親だったが、サークル学生たちに対しては「知ってもらわなければならない」という一種の規範的な要請に基づいて対処していたことが明らかである。

その意味で、両親の事故状況に対する強いこだわりを核とした「親としての思い」に基づくサークル学生たちとのやり取りは一貫して、周囲との関係性の中で構築された両親の「感情」を媒介とした規範的なコミュニケーションであったと見るべきであろう。そしてこのことが、当初サークル学生たちには十分理解されておらず、やがて両親の要請に応えなければならないことに気づいた後も、結果として十分には応えられなかったのである。両親によるサークル学生たちに対する「親としての思い」がわかっていないとの批判も、こうした文脈の下でこそより適切な理解が得られるものと言えよう。

そして、こうした経過の背景にこそ、倫弘さんの「存在と死」をめぐる両親とサークル学生たちとの「落差／隔絶の構図」が大きく関わっているとわねばならないだろう。このことは既に見たように、両親によ

る「親の責任としての示談」提示にもかかわっている。改めてここでは、倫弘さんを亡くした両親の「死別の悲しみ」を背景に持つ「親としての思い」が、事故後のサークル学生たちとの事故状況説明から「示談」提示へと至る一連の「直接交渉の段階」全体において、両親とサークル学生たちとの間の規範的なコミュニケーションの「核」であり続けたことを理解しておく必要があるだろう。そして、そこに倫弘さんの「存在と死」をめぐる両者の「落差／隔絶の構図」が存在していたことにより、そのコミュニケーションは極めて困難であったということになる。

2. 新入生歓迎コンパをめぐるサークルの「集団力学」と責任

(1) 伝えられなかった事故状況：口をつぐんだ直接の当事者たち

サークル学生たちが両親の求めに応じて行なった「事故状況説明」において、当初なぜ事故状況は十分に伝えられることがなかったのか。この点については先ほど、両親側の「親としての思い」をサークル学生たちが十分理解できなかったことに伴う困難性を指摘したが、ここでは改めて、サークル学生側の事情を踏まえてこの点の検証をやや詳しく行なうことにしたい。

まず問題となるのは、事故の状況にかかわった「直接の当事者たち」として後に特定され、裁判の被告となったサークル2回生のTさん、Mさん、Uさんたち3人が、なぜ、事故直後の早い段階から自分たちが知っていたはずの事故状況について積極的に語らずに「口をつぐんで」しまったのかという点である。もちろんそこには自分たちの目の前で「仲間」が一人、命を落としたことによる精神的なショックの大きさ、「事のあまりの重大さ」が存在していたことは確かだろう。この点については、父・勝さんも「あまりの事の大きさに、何もできなかったのだろう」と、理解がまったくできないわけではない…とする心情を語っている。⁽¹³⁾

事件の展開を改めて振り返れば、彼ら「直接の当事者」たちが両親に

対し「自分たちが事故状況に最も関与していた」ことを認めたのは、第4回事故状況説明が初めてである。⁽¹⁴⁾ 既に見たように両親は、第4回事故状況説明を経ることでやっと、事故状況の「核心部分」をめぐる疑念に対して一定程度の「回答」らしきものを学生たちから引き出すことに成功しており、端的にそれは、事故状況に直接関係のある彼ら「直接の当事者」たちから直接話を聞き出すことができたことによる「成果」だった。そしてこのことは、裏を返せば、それまでサークル学生たちが両親に対して提示してきた「事故記録」等において、彼ら「直接の当事者」たちのみが知り得ていたであろう状況の詳細が十分に反映・開示されていなかったことを物語っていた。⁽¹⁵⁾

このように第4回事故状況説明に至るまで「彼ら直接の当事者たち」3人が「口をつぐんで」しまっていたことが、両親の「事故の状況を知りたい」という思いを結果的に最後まで阻むことになった。このことが事件展開の中でサークル学生たちに対する両親の「不信感」醸成に大きな影響を与えたことは、既に見てきた通りである。

事故後の両親とサークル学生たちとの関係を考える上で重要となるこの点は、逆に捉え直すと、両親に対する「事故状況説明」を含め「サークルとしての対応」を事故後一貫してきたサークル学生たちの中で、特に対応の中心となったA部長以下当時のサークル幹部学生たちが、いつの時点で事故状況の「真相」を知り得ていたか／あるいは知り得ていなかったのか、という問題にもなってくる。

以下ではこの点を解明すべく、当時のサークル学生たちのうち、筆者が直接話を聞くことができた訴訟での被告たち＝A部長以下8名のサークル学生たち⁽¹⁶⁾に加え、当時の3回生3名（女性2名・男性1名。以降、女性2名をそれぞれFさん、Gさん、男性1名をHさんと呼称する⁽¹⁷⁾）及び1回生1名（女性。Iさんと呼称⁽¹⁸⁾）に対する聞き取り記録も交えて、検証を試みることにしたい。

① 混乱していた事故当日の現場・三条河原の状況

まず、事故発生当日の現場である三条河原の状況がどのようなものであったかを再度確認しておきたい。これについては、事件展開の中で紹介した新聞記事（京都新聞・事故翌日5月14日付記事）の中でも簡単に触れられていた。⁽¹⁹⁾すなわち、

「鴨川河川敷では、この時期には多くの学生サークルが新入生歓迎と称して川に入るケースも多い。この夜も、現場周辺では他の大学生を含め多くの若者が歌をうたうなどしていた。[中略] この日も、鴨川河川敷には同志社大サークルのほか、他大学の学生も多く集まっており、三条大橋下は若者たちでいっぱいだった」

記事も触れているように、事故当日、現場となった鴨川・三条河原には倫弘さんを含むサークル学生たち以外にも、同じ大学に所属する他のサークルや他大学のサークルも含め多くの学生たちが集まっており、その数は「おそらく何百人」という状況⁽²⁰⁾だったとされる。その中で倫弘さんを含むサークル学生たちは、90人近い人数が狭い範囲に集まっていたという状況ではなく、河原の空いている場所にある程度散らばる形で展開していた格好⁽²¹⁾だった。さらに、事故の発生時刻は「午後8時頃」で、河原は「見える範囲が狭く、明かりもない」状況⁽²²⁾だったことが語られている。

このように「若者たちでいっぱい」の「見える範囲が狭く、明かりもない」河原の状況では、サークル学生たちもそれぞれ自分の周囲のごく狭い範囲にしか注意が向かなかっただろうことは、ある程度理解できるところである。さらに、彼らがコンパ1次会を終えてほぼ全員、その程度に差はあれ「酒に酔っていた」状態であったことを踏まえねばならない。そうした中で、倫弘さんの事故は起きており、しかもその場所は、サークル学生たちが比較的多く集まっていた地点からやや離れていた。そのため、事故発生直前／直後の状況を目撃していたのはサークル学生

たちのうちでもごくわずか⁽²³⁾であり、実際、倫弘さんの川への転落状況を見た後に証言しているのは「直接の当事者たち」を除くと3名に過ぎなかった⁽²⁴⁾。

こうして改めて事故現場の当日の様子を検証することで明らかになってくるのは、倫弘さんの事故状況に直接かわりがあり、かつ最も近くにいた「直接の当事者」たち3名が積極的に事故状況を語るものでなければ、他のサークル学生たちには事故の状況を把握することがきわめて困難であったという事実である。このことは例えば、倫弘さんの事故が発生したことを、当時、現場に居合わせたはずのFさんやGさん、Hさんが知ったのが、倫弘さんの転落からかなり時間が経過した後になってのことであったという点からも、裏付けられる。彼／彼女たちが事故の発生に気づいたのは、倫弘さんの川への転落後、流されて行く倫弘さんに気づいた周囲の人間が「ざわざわとなってきた」以降のことであった、と語られている⁽²⁵⁾。

さて、その後倫弘さんが川へ転落した後の「救出劇」については、「事故記録（詳細版）」に書かれていたとおりである。流されて行く倫弘さんに気づいたサークル学生、主として上回生たち数名が川に入り、岸にいたサークル学生たちと「人間ロープ」を作るなどして一時的には倫弘さんを川の中で捉えることに成功している。しかし事故当日の川の流れは速く、「人間ロープ」が切れることで「救出」は失敗に終わり、最終的に倫弘さんは、転落場所から約2 km下流の七条大橋付近で事故の連絡を受け出動した消防レスキュー隊の手によりようやく川から引き上げられたのだ⁽²⁶⁾。

こうして最悪の事故は、起こってしまった。倫弘さんがレスキュー隊によって川から引き上げられ、救急車で病院へと搬送されたことにより、このときからサークル学生たちは、事故直後の対応に追われることになっていく。以下、続けて倫弘さんが病院へ搬送される前後の状況から、サークル学生たちによる両親への第1回～5回の事故状況説明が行われるま

でを改めてたどり、この時点でのサークル学生たちの事故状況把握の程度、彼らの事故に対する認識等を確認してみよう。

② 口をつぐんだ「直接の当事者」たち

倫弘さんが病院へと搬送されたことで、サークル学生たちは幹部の学年である3回生を中心に、事故直後の対応にあたることになった。Fさん、Gさんの話によれば、事故後3回生を中心に手分けして、取り急ぎ病院へ向かう者、1・2回生を集めて家に帰すよう指示する者、酔いつぶれていた1回生数名の手当てを兼ねて近くの下宿へ連れ帰る者など、ひとまずの対応に追われた。その後、3回生のほとんどが搬送先の病院に駆けつけたということである。⁽²⁷⁾

ところでこのとき、「直接の当事者」たち3名のうち、Tさんは3回生の指示に従い帰宅、残るMさんとUさんの2人が病院へ行っている。この点についてTさんは後の第5回事故状況説明の中で両親に対して次のように「釈明」を行っている。⁽²⁸⁾

Tさん 「僕らも2回[生]でちょっと悪いところもあったんですけど、3回生がとにかく事情はいいから、僕ら当事者で現場にいたんですけど、川にね、とにかく2回[生]、1回[生]はとにかく全員帰れということになって、とりあえず落ち着くために帰れ言われて、その言葉を鵜呑みにして1回生を連れて帰ったんですけど、当事者なんですけど、とりあえず3回生が帰れ言うから帰ったんですけど、僕らも、その言葉だけ信じて帰った僕らも、アホやったな…」

母・豊子さん 「おかしい思わん？」

Tさん 「おかしい」

母・豊子さん 「3回生は、当事者が誰かわからんから、帰れ言うたんですよ？」

Tさん 「はい」

母・豊子さん 「わかっているのは、あんた達やから」

Tさん 「はい、僕ら」

Uさん 「病院で待っているとき、警察の人や思うたけど大学の人で説

明できる人って言うんで、手を挙げて」
Mさん 「僕ら二人おったんで、手を挙げたんですよ。説明せなあかんから整理しといてくれって言われて待ってたんですけどそのまま、刑事さんの人が来てもうお前ら帰れって言われて、まあ一応考えたんですけど、一応待ってたんで、警察には行ってなかったけど、その晩に病院では待ってたんです」

以上の会話からも明らかなように、「直接の当事者」たちのうちTさんは3回生の指示に従い「当事者」の立場を自覚しながら、そのまま帰宅している。この点について、母・豊子さんからの「おかしい思わん？」という問いかけに対し、Tさんも「おかしい」対応であったことを認めている。他方、Mさん、Uさんの二人は事故当日の晩病院へ向かい、警察の事情聴取に備えて待機していたものの、聴取されないまま帰ったことが述べられている。⁽²⁹⁾

結局、彼ら3人がその後、最終的な「第5回事故状況説明」に至るまで「直接の当事者」として口を開かなかったことが、事故後両親のサークル学生たちに対する不信感につながった。この点について、先ほどの母・豊子さんとTさんの会話は続けて次のように展開している。

母・豊子さん 「そのときだけじゃなしにね、こっちから言わしてもらったらね、そのときだけが言う機会じゃないんですね。その時の[B副部長] くん言葉も、ものすご、[C副部長] さんの言葉も、頭に来たんですけど、その時だけじゃなしに言おうと思えば言う機会がありましたよね？」

Tさん 「警察へ行く日まで、ありました」

母・豊子さん 「何日もありましたよね？ だから、余計に勘ぐりたくなったんですよ。なんで、隠すんやろか…」

Tさん 「というか、本音言いますけど、3回生とかがやめろ、だからとりあえず帰れと言われて、僕たちもそのままその言葉にしたがって帰った自分らもアホやなと、思っていた。で、とりあえず警察に行って、警察に呼ばれたから話に行くんじゃないで、だから見たんは僕らで、目の前で起こったんは、僕らなんですから、僕らが行くべきやったなあと、3人で言ってたんですけど、もう気づいたら…」

母・豊子さん 「それ以後にも、何日でもありますよね」

以上から、事故状況の「直接の当事者」であり、一番事情を知っている立場の2回生3人が事情を話さなかったことにより、両親のサークル学生たちへの不信感が作られていったことを改めて確認することができる。彼ら3人の態度は、話すべき事実を隠していたものとして、両親による批判の対象となったのである。

他方、両親に対し事故当日の晩、倫弘さんの搬送先の病院で最初の事故状況説明を行ったB副部長、C副部長の2名に対しても、両親はその説明の言葉に傷つき、怒りを感じていた。このことは上の会話にも表れており、事件展開の中でもサークル学生たちの「誠意が見られない」対応として指摘されていた⁽³⁰⁾。結局、サークル学生たちが「直接の当事者」である2回生3名に説明させることなく、事故発生時には現場にいなかったB副部長や「酔っていた1回生を看て」いて事故状況をまったく把握していなかったC副部長が両親に対する最初の「説明役」となったことが、そのこと自体はその時点である程度やむを得ない事情であったにせよ、最初の「蹉跌」であったことに間違いないだろう。

しかし、その後、事故発生から1週間後に行われた第3回事故状況説明の際には、「直接の当事者」たち2回生3名も同行していた。事故当日の晩は「口をつぐんで」しまった「直接の当事者」たちも、この時点で自分たちの知り得る限りの事故状況を話していたならば、「事故の状況を知りたい」という両親の願いに対し、比較的早期にある程度応えることができていたはずである。だが結局、この第3回事故状況説明時点で彼らの「挽回」が試みられることはなく、その後第4回事故状況説明に至るまで、彼らの口は閉ざされたままとなったのである。

ここで、依然問題として残っているのは、事故後、両親に対する「事故状況説明」を含め一貫して「サークルとしての対応」を貫いてきた他のサークル学生たち、特に対応の中心となったA部長以下当時のサーク

ル「幹部」学生たちが、いつの時点で事故状況の「真相」を知り得ていたか／あるいは知り得ていなかったのか、という問題である。次にこの点に絞って検証を行い、これを通じて彼らサークル学生たちが両親に対してとってきた「サークルとしての対応」に潜んでいたと思われる問題を見て行くことにしよう。

(2) 「サークルとしての対応」の論理と限界

① 事故状況解明の困難さと「お参り対応」の影響

事故後、サークル学生たちが事故状況と両親への対応について最初の話し合いを持ったのは、事故翌日のこととされる。この日は倫弘さんのお通夜が行なわれており、サークル幹部学生たちは出席のためほぼ全員集まったという。⁽³¹⁾ 時間的な経過から考えて、話し合いは、その直前に行なわれたということらしい。

このお通夜時点での事故状況に対する認識について、Fさん、Gさんは次のように語っている。⁽³²⁾

「時間もなかったし、学生だったので動揺して、どうしたらいいか話し合うぐらいだった」(Gさん)

「事故という認識、足を滑らせて落ちたという…。そのときは、死を悼むという気持ちが先に立って、事故の正確な把握をしなければいけないという認識がなかった」(Fさん)

結局、この時点でのサークル幹部学生たちの事故状況把握は「そこにいた人しかわからない状況」であり、そのため「A部長も、聞いたことを伝言みたいに伝えるような状況だった」とされる。この時点で既にサークルの代表者として両親への対応の中心となっていたA部長にはこの時、「大変なことをしてしまった、という思い」があったということだが、⁽³³⁾ いずれにしても、サークル学生たちによる第2回事故状況説明は、倫弘さんの葬儀当日「式が始まる30分前」という切迫した時間の中

で極めて不十分にしかなし得なかったことが伺える。⁽³⁴⁾

ただ、ここでは少なくとも、事故の「直接の当事者たち」が誰であるか、より正確には「事故現場の最も近くにいたのは誰か」という点だけは、A 部長をはじめとするサークル幹部学生たちにも認識されていた。⁽³⁵⁾ 当の3人にも、先ほど見たTさんと母・豊子さんの会話にも表れていたように「自分たちが当事者である」という自覚はおそらくあったものと思われる。このため、両親に対する第3回事故状況説明の際には事故の「直接の当事者たち」3人が、A 部長の同行者として人選されている。この人選からは一方で、サークル幹部学生たちが事故状況を知っているはずの「直接の当事者たち」3人の口から直接、両親に話をさせることが意図されていたようにも思われる。しかし実際には、事件経過の中で確認したように、彼ら3人は倫弘さんと一緒に川へ落ちたUさんを中心にごく断片的に話をしたにとどまり、両親に対応する会話のほとんどはA 部長によるものだった。⁽³⁶⁾

この第3回事故状況説明の際には、A 部長が両親に対しまだ事故状況を確認中であることを冒頭で述べており、事件経過を振り返れば、第3回事故状況説明が行なわれた日から2日後、両親宛にサークルから「山口くんの思い出」と題する手紙の束が届けられている。⁽³⁷⁾ それぞれの手紙の内容をここで詳しく紹介することはできないが、そのほとんどは、サークル部員がそれぞれ倫弘さんとの個人的な「思い出」を書き綴るにとどまっている。したがって、両親がこの時点で求めていた事故状況の詳細について応える内容には、確かになり得ていない。

問題となるのは、サークル学生たちがこの時点でなぜ、両親の求めに応じて事故状況の詳細を伝えるのではなく倫弘さんの「思い出」を書き綴ることを選択したか、である。この点については、「直接の当事者たち」3人を含めてごく少数の学生たち以外は倫弘さんとの「思い出」以外に書きようがなかったという事情も一方であるだろう。⁽³⁸⁾ しかし、より根本的には、彼らがこの時点で倫弘さんの事故について「避けられなかつ

た不幸な事故」という認識を持ち、事故状況の詳細を明らかにすることよりも、まずは倫弘さんの死をサークル全員で悼むことを「サークルの方針」として選択したことが大きいと言えるだろう。

この点は、例えばGさんによって次のように語られている。⁽³⁹⁾

「そのときは、とにかく少し時間を置こう、そのときはそれが最善の方法だという判断があったのは、間違いないと思います。ちゃんと何があったかを確認しないといけないということに、7月ころから初めて気がついた。授業とかもあり、なかなかみんな集まれなかった。ともかく、お参りする、手を合わせるということが先にあって、事実を説明することが大事という認識がなく、それに気づくまで時間がかかった」

このように、「ともかく、お参りする、手を合わせるということが先に」あったサークル学生たちにとって、事故状況の詳細について知っているはずの「直接の当事者たち」3人から、彼らの内部で詳しく事情を問い質していくことは、彼ら3人の側から積極的に語るのではない限り、難しい状況であったことが伺える。この点について「直接の当事者たち」3人のうちの一人、Uさんは次のように語っている。⁽⁴⁰⁾

「状況を正確に伝えないといけないという思いはあったが、反省の気持ちもあり、どうしたらいいかわからなかった。それで、[A部長]さんを中心に事実をまとめる作業に加わった。大変なことという思いがあってあやふやことは言えない。説明し辛かった。両親には隠していると思われたが…」

また、Uさんら3人を除く周囲のサークル学生たちの意識として次のような考え方もあったことがHさんによって語られている。⁽⁴¹⁾

「[事故状況について] わかっているのは、[直接の当事者たちである] 3人と倫弘さん。3人の証言が全て事実となっていく。その中身について、正しいかどうか周りは知りようがない」

「当時、自分たちには何というか、『若さゆえの正義感』みたいなものがあった

ように思う。『これからどうするか』が『正義』で、『誰が、何が』ではない若者特有の感覚があったと思う。『誰が悪い』ではなく、『事態にどう対応するか』という考えが先行していたと思う。今から思えば未熟だったとしか言いようがないが…」

このように、一方では「直接の当事者たち」に「大変なことという思い」から「あやふやなことは言えない」という形でその口が自然と重くなる傾向があり、他方では事故状況について「知りようがない」周囲に『『誰が悪い』ではなく、『事態にどう対応するか』という考えが先行』した結果、「ともかく、お参りする、手を合わせるということ」こそ自分たちのとるべき対応として「サークルとしての対応」が選択されていったことを読み取ることができる。Hさんがこの点について、「3人以外は、事実について全く何もわからない。幹部として一つにまとめて対応しようと、会議を何回も開いて確認していった。サークルだった。サークルとしての対応だった」と繰り返している⁽⁴²⁾のは、こうした事情を象徴していると言えよう。

しかし、繰り返しになるが、こうしたサークル学生たちの「サークルとして倫弘さんの死を悼む」対応は、何よりも事故状況の詳細を知りたいと願い、そのことを第3回事故状況説明の場でも具体的に「状況がわかる人、教えてください」、「浅い川から本流に行くまでのそれが一番知りたい。理解できませんねん。ここがわかる人、いてはらへんかな。どんなに考えても、あの子の今までの19年間見てたら信じられへんねん。その細かいことはね、やっぱり母親としては、ちょっとでもいいから知りたいんですね」と言葉を尽くして語っていた両親⁽⁴³⁾に対する対応としては、適切さを欠いていたものと言わざるを得ないだろう。そのことをサークル学生たちも後に振り返って「未熟だった」と反省しているのだが、彼らにとって厳しい結果論になるとは言え、「遅い反省」だったということになるだろう。

結局、彼らサークル学生たちがより詳しい事故状況解明の重要さに気

づかされたのは、再度、両親から詳しい事故状況説明を求められた第4回事故状況説明前の時点であり、その時点でようやく、彼らにとって公式の「事故状況報告書」である「事故記録（詳細版）」を作成する経過を通じて、少なくともサークル幹部学生たちには、事故状況の全体が把握されたということになる。この点についてFさん、Gさん、Hさん⁽⁴⁴⁾の語り。

『「事故状況報告書」が作られた段階で、状況を把握した。事故という認識で、たまたま山口くんだったけど、誰が落ちていてもおかしくなかった』(Fさん)
『「山口コール」が起きて…ということなんですけど、山口くんだけでなく、みんなにコールを起こすのであって、その点は同じだった。たまたま山口くんがそこにいて…他の子がそこにいたら、他の子に…」(Gさん)
「自分が1回生だったら、斜面に立たされていた状況でもおかしくなかった…」(Hさん)

しかし、この「事故記録（詳細版）」をまとめるまでには「ものすごい時間がかかった」(Hさん)。それは端的に「何があったかを全く知らない者が集まってまとめるのに時間を費やした」(Hさん)ということなのだが、「何回と言えないくらい集まって」(A部長)作られたその「事故記録（詳細版）」においても、「直接の当事者たち」3人が事故状況について積極的に語らなかった結果、事故状況の核心部分である「山口コール」の意味や「ノリ」の感覚等について、最終的には第5回事故状況説明の場で両親が3人に直接その意味を問い質してはじめて明らかになったのだった。

以上、ここまでの経過を簡単にまとめておこう。

サークル学生たちの間では事故直後の比較的早い段階で「事故の直接の当事者たち」が誰かわかっていたにもかかわらず、彼らをして積極的に事故状況を語らせることが結局、できなかった。それは3回生幹部が事故にあくまで「サークルとして対応」しようとした判断の結果であり、その中で事故の「直接の当事者たち」が埋没していく形で個人としての

責任を問われない構図が成立していった。ここには、サークル学生たちの「仲間内での事実調査」能力の限界があったと言えよう。

こうして「直接の当事者たち」が口をつぐむ中で、「飲酒の絡んだ、避けられなかった不幸な事故」認識がサークルの中で醸成されていったものと思われる。また「サークルの集団としての責任」を如何に果たすかについて、倫弘さんの死を「サークルとして悼むこと」で対応が図られていったが、この点は両親の抱える「死別の悲しみ」に対する彼らの対処法として、妥当なものとは判断されていたことが伺えた。

結局、「事故状況を明らかにすること」の重要度をめぐる両親との間の決定的な認識の違いを埋めるまでに相当の時間を要したことが、両親のサークル学生たちに対する不信感醸成につながる結果となった。サークル学生たちなりに時間と労力を要した「事故記録（詳細版）」の作成であり、第4回の事故状況説明であったが、記録文書作成の経過と作成された中身の問題として、事故状況を知らない大多数のサークル部員の証言を寄せ集めざるを得なかったため、最後まで事故状況の決定的な「核心」部分が両親の前に漏れてこなかった。このことが両親の不信感につながり、「事故の状況について知っている人、話してほしい」という両親の願いとのズレを、第5回事故状況説明の時点まで埋めるには至らなかったのである。

以上を踏まえれば、結果論ではあるものの、サークル学生たちが「サークルとしての対応」をあくまで維持し続けたこと、及び両親の抱える「死別の悲しみ」に対する対応として両親の求めた「詳細な事故状況を伝えること」よりも「サークルとして倫弘さんの死を悼む」対応を優先したことが、後に至るまで両親との間の「溝」となって残る結果になったと言えよう。

とはいえ、当時、年齢的には20歳前後で社会的経験も浅かった彼らサークル学生たちにとって、自分たちの判断だけでより適切な対応をとり得たかどうかは難しい問題と言わざるを得ないだろう。次に、この点を検

証するために、当時サークル学生たちに対して周囲の大人たち（大学当局、学生の親たち）がどのようにかかわったのか、サークル学生たちの語りを通して確認することにしたい。その上で、彼らが後の両親による「示談」の求めに対してどのように理解し、対処しようとしたのかを確認しておきたい。

② サークル学生たちの「孤立無援」と「苦悩」

当時のサークル学生たちの状況について B 副部長は端的に「頼れるところがなかった」と語っている。大学当局との関係では「相談したが、相手にしてもらえなかった。学生課からは何度も報告を求められたが、特に何も指示はなかった」⁽⁴⁵⁾としている。この点、事件経過を振り返れば、大学学生課による両親とサークル学生たちとの間の「仲介」が試みられようとした場面もあったが、結局なされないままに終わったことを確認できた。⁽⁴⁶⁾

では、サークル学生たちそれぞれの親たちは、彼らに対しどのようにアドバイスないし助言したかということになるが、この点について例えば A 部長の場合「成人しているので、自分で対応しなさい」という反応で「裁判になってはじめてみんなの親と会った。それぞれの親が言うことも違っていた」⁽⁴⁷⁾という。また、B 副部長も「親や友人は、あまり大したことは助言してもらえなかった。それぞれに感じ方の違いがあり、調整が難しかった」⁽⁴⁸⁾と語っている。さらに、F さんと G さんについても、「両親は事態に対してどうこうしなさいと言うことはなかった」(F さん)、「サークルがこれまでどういうことをやってきたかを知ってもらった上で、[事故が] 故意とかではないということは、わかってくれた。誠心誠意手を合わせるとのことと、今後そういうことが起こらないようにしなきゃという話を両親とはしていた」(G さん) ⁽⁴⁹⁾ということである。

結局、当時彼らサークル学生たちの周囲にいた大人たちで、彼らの相

談に乗り「有益なアドバイス」をしてくれる存在は、ほとんど見当たらなかったというのが実状のようである。⁽⁵⁰⁾ その意味では、彼らサークル学生たちは後に法律相談を介して弁護士の助言を得るまでほぼ「孤立無援」の状況であったと見ることができよう。

したがってサークル学生たちは、とにかく自分たちで「集まって話をする」ことが唯一の方策であったということになる。サークルの解散も考えられたが、「それでは事故の風化につながってしまう」（A 部長）という判断から解散ではなく活動の停止にとどめられたと言う。⁽⁵¹⁾ また当時、「幹部学生の退学、サークルはなくなる」等の噂⁽⁵²⁾も周囲に流れていたとのことである。

こうして「孤立無援」の状況にあった彼らだが、実は比較的彼らの身近なところに自分たちとの比較対象となる存在／ケースがあった。すなわち、倫弘さんの事故と同日、琵琶湖で同様に新入生一人を水死させていた同じ同志社大学に所属する他のテニスサークルの存在である。サークル学生たちは個人的に、この他サークルとの間で事故の対応などについて情報交換を行っていたという。⁽⁵³⁾ この点について、F さん、I さんの語り。⁽⁵⁴⁾

「情報交換は、個人的な接触としてやっていた。私たちとは何もかもが対照的だった。向こうのサークルは、ご両親との関係がうまく行っていた。正直、何でもそんなに物わかりがいいのか…と思うときもあった」（F さん）

「[他サークルの学生は] 先方のご両親から『テニスを続けてほしい』と言われたらしい。いい形で終わった例が身近にあった。そのサークルは秋の大会でも優勝し、一致団結していた。いい循環。向こうのご両親は、『息子は調子乗りのところもあるから、想像できる』と。あっさりしていた。びっくりするくらい。『息子は、楽しい時を過ごした』と言ってもらえた。[他サークル] はすぐに対応できていた。出だしが違った」（I さん）

このように、彼らサークル学生たちにとっては、同じように事故で新入生部員を亡くしながら事後の対応、特に亡くなった新入生部員の両親

との関係において「私たちとは何もかも対照的だった」比較対象が存在していた。このため彼らサークル学生たちは、自分たちが倫弘さんの両親とうまくコミュニケーションできないことについて彼らなりに悩み、次第に「何をしたらよいかわからなく」⁽⁵⁵⁾なっていったものとみることができる。

ここでは、同日に起きた二つの事故の状況の違いと、その違いを踏まえたそれぞれの両親の「死別の悲しみ」⁽⁵⁶⁾の違いを、彼らサークル学生たちが当時（そして、少なくともFさん・Iさんについては、上記聞き取りがなされた時点においてもなお）十分に理解できていなかったのではないかという問題が浮かび上がってくる。倫弘さんの両親にとってこの点は決定的な問題であり、実際、二つの事故状況を単純に比較してみても、琵琶湖での他サークルの事故は被害者である新入生部員がサークル上回生たちと一緒に遊泳中に起きた事故であり、共通点を探せば新入生歓迎の場で新入生部員が被害者となり命を落としたことのみで、倫弘さんの事故状況とはかなり性質が異なるものであることは明らかである。それにもかかわらず、彼らサークル学生たちの間で二つの事故を同様の事故と捉える認識が一部で維持され続けてきたことは、既に指摘したように、本件事故の発生を「避けられなかった不幸な事故」と位置づけ事故状況の詳細を明らかにし倫弘さんの両親へ伝えることの重要性を認識できなかった一連の対応と符合するものである。こうした問題は残るものの、ともかく、「孤立無援」の状態にあった彼らサークル学生たちがその悩みを深める一因として他サークルの存在があったことだけは間違いないだろう。

こうして倫弘さんの両親への対応をめぐって「苦悩」を深めていたサークル学生たちは、両親から「示談」を切り出されるに至って自分たちの力だけによる対応の限界を意識せざるを得なかったものと思われる。事件経過を振り返れば、この頃、A部長による法律相談の利用が行なわれていた。その際のアドバイスを踏まえて、A部長は両親に対して

「法的責任／道義的責任」の「峻別」発言を行い、結果としてこの発言が、事件の「解決」を当事者同士の「示談」から訴訟を通じた解決へと向かわせる一つの「ターニング・ポイント」になったことは事件経過の中で既に確認した通りである。⁽⁵⁷⁾

この「法的責任／道義的責任」の「峻別」発言について、A 部長は次のように語っている。⁽⁵⁸⁾

「両親に対して、『法的責任はない』と言ったことは覚えている。これを言うのには非常に躊躇した。刑事責任と民事責任の区別、作為・不作為の問題、そういったことが念頭にあった。それでも、非常に躊躇した。しかし、私が言うことだった。ターニング・ポイントだったというのは初めて聞いた。辛かった」

A 部長はこのように、「法的責任はない」と発言することについて「非常に躊躇」しながらも、自分たちの事故に対する責任が少なくとも刑事責任を問われるような「故意」に基づくものではないことを両親に伝えることを意図して、法律相談の際の弁護士によるアドバイスに従う形で最終的に、「私が言うこと」として両親に自分の口から伝えたものと思われる。そこには、それまでサークルの責任者として両親への対応の中心を担ってきた A 部長なりの「苦悩」と「決断」があったものとみることができよう。⁽⁵⁹⁾

A 部長は後に、自ら事件展開を振り返って「サークルとして対応したことが、果たして正しい選択だったと言えるのか…。今でも、正直よくわからない部分がある。ある時点から先は、個人としての対応に委ねるべきだったかもしれない。しかし、それは後から振り返ってみて初めて言えることで、当時はあくまでサークルとして対応すべきだと考えていた」とする胸のうちを筆者に語っている。⁽⁶⁰⁾ A 部長によるこうした語りからは、彼らなりの当時の「苦悩」が率直に伝わってくるものと言えよう。続く事件展開において、最終的に両親との間で訴訟ということになり、自身は被告とならなかった G さんではあるが「裁判をするなん

て、学生生活のうちにはありえない話。それが実際に自分たちの身に降りかかってきて、パニックになった」⁽⁶¹⁾と語っているのは、当時の彼らの偽らざる心境であったと見ることができよう。

以上を簡単にまとめれば、事故をめぐる両親への対応を通じて、サークル学生たちにはサークル学生たちなりの「苦悩」があったことを確認することができる。彼らサークル学生たちが事故後、事実上「孤立無援」の状態に置かれていたことも大きい。彼らは彼らなりに、事故後の両親に対する困難な対応を通じて本来「学生生活のうちにはあり得ない」はずの「非日常」を経験したことになる。最終的に訴訟の段階に至って、その思いは最も強く感じられたことであろう。

しかし、他方では、事故によりかけがえのない存在である倫弘さんとの死別を余儀なくされ、「非日常のどん底」に突き落とされている倫弘さんの両親がいた。⁽⁶²⁾両親の視点から見れば、彼らサークル学生たちの「苦悩」も「生きている者の悩み」に過ぎず、その「非日常性の次元」は比べるまでもない、ということになるだろう。両者の「非日常性」を簡単に比較することは本来できないのだが、ここでは敢えて、最後に両親側の視点を付しておくことにしたい。

3. 原告／被告双方の代理人弁護士と依頼者との関わり方の問題

ここでは、一方で、本件事件でそれぞれ原告両親／被告サークル学生の代理人弁護士を務めた二人の弁護士への聞き取りデータの分析を中心に、それぞれの弁護士の本件事件についての事案認識や訴訟戦略、訴訟の意義や目的に対する見方・受け止め方を検討する。

その上で他方では、彼ら弁護士たちのそれぞれの依頼者である原告両親／被告サークル学生との関わり方の問題、弁護士と依頼者の関係について併せて検証することにした。

（1） 原告側代理人弁護士と原告両親の関わり方の検討

① 原告側代理人弁護士の本件事件に対する見方・受け止め方

はじめに、原告側代理人弁護士は本件事件の受任の経緯について次のように語っている。⁽⁶³⁾

「法律相談の際、『このまま放っておけない。学生たちに反省の色が見られない。このままでは息子が浮かばれないので、彼らの責任を明確にしてほしい』という話だった。両親はあちこちに相談、依頼して回った後、私のところにやって来た。いざ訴訟となって、成り立つかと考えれば、受任に踏み切れない弁護士が多いのではないかと思う。だが、原告両親の熱意があり、公益目的というのがはっきりしていた。私人の私憤ではなく、息子の死を無駄にしてほしくないという意図がはっきり出ていた。受けてあげる必要を感じた。もし、私人性が強ければ受けていないかもしれない」

このように、原告側弁護士が本件事件の受任を判断する決め手として、原告両親の訴訟提起の意味について「公益目的というのがはっきりしていた」からとしている点が注目される。「私人の私憤」ではなかったからこそ、原告側弁護士は本件訴訟を「受けてあげる必要」を感じたとしている。そして、「私人性が強ければ受けていないかもしれない」とも断っている。

ここでは原告側弁護士の言う「私人性」や「公益目的」が具体的に何を意味するかはひとまずおくとして、法的には私人間の争いにおける民事の損害賠償請求訴訟である本件訴訟において、原告側弁護士がその「私人性」よりも「公益目的」を重視し受任の決め手としていたことを、まず確認しておきたい。その上で後に、こうした原告側弁護士の「公益目的」重視の姿勢が本件事件の提訴にこめた原告両親の「思い」とどのようにかかわっていったのかを見ることにしたい。ひとまず、以下では続けて、原告側弁護士の本件事案に対する見方・受け止め方のみを追って行くことにしよう。

さて、原告側弁護士は本件事案について、その事故発生当初は「事故

があったなという程度の認識で、当時はそれほど深く気に留めていなかった」ということだが、自らの受任に際しては「人一人死んだということは大変なこと。その重みをどう受け止めるべきか。加害者の方は、十分重みを受けるべき。もしこの事件が、ひざ小僧をすりむいた程度の事件だったら、全く問題ない」としてその認識を改めている。その上で、原告側弁護士は本件事件の争点について次のように指摘する。

「サークルには毎年コンパの際、鴨川に入る慣例があったようだ。それに従ったまでということだが、当日は川が増水していた。本流に入ることを放置したことについて、クラブ、幹部としての責任があるのでは、というのが争点だった」

このように語る原告側弁護士の本件事案に対する評価は「事実認定そのものが争われた、かなりの裁判」というものであり、率直に「事件の難しさ」を認めている。その上で原告側弁護士は、本件事件の目的について「金を取るというのが趣旨ではない。学生たちに自制心を持ってほしいというもの」だと述べる。この点を先ほどの「私人性よりも公益目的を重視する」という受任動機と照らせば、原告側弁護士の言う「私人性」とは依頼者である原告両親のために「金を取る」ということであり、「公益目的」とは「学生たちに自制心を持ってもらうこと」という理解であったとみることができよう。

その上で、原告側弁護士は、本件事件の訴訟戦略の方向性について「学生を苦しめようと思っていたわけではない。状況に応じて、和解が望ましいと考えていた」ことを明らかにしている。そのため提訴前にサークル学生側に対して送った「請求書」についても、「話し合いを持ちかける趣旨」であったとしている。結果的に学生側が「請求書」に基づく話し合いに応じず、「反省と謝罪に応じてもらえないから、訴訟に踏み切った」というものである。

このように、原告側弁護士の本件事件に対する事案認識は、「金を取る」ことを目的とせず「公益目的」を掲げながら、状況に応じて和解

を模索することを念頭においていたものである。この点は、事件経過において、提訴前にサークル学生たちに対して内容証明郵便による「請求書」を送付した際、当初その請求金額が原告両親に特に相談することなく「2000万円」と設定されていたこと⁽⁶⁴⁾とも整合的であると言えよう。結果的に、原告両親の希望を入れてその金額を「5000万円」に改定するものの、原告側弁護士にとってこの改定に基づく請求金額のアップは、提訴前の話し合いを達成するという目的からすれば都合の悪いものであったに違いない。

ここで問題となるのは、原告側弁護士の意図が上記のようなものであったとして、そのことについて依頼者である原告両親と十分なコミュニケーションがとれていたかどうかということである。この点について母・豊子さんによれば、金額2000万円は「倫弘の命の値段としてあまりに低すぎるということで、5000万円にしてくれるようお願いした」というものであった。

原告側弁護士はこの際、原告両親に対して「印紙代が高くなる」とは言っているものの、それ以上、上記「話し合い」に持ち込むための積極的な意図であることについては説明を行わないまま、原告両親の希望を入れて請求金額の改定を行っているようである。この時の様子を捉えて、「なんかこう最初から、あまり高い金額は請求できないという感じでした」と母・豊子さんが語っているのは、原告側弁護士の言外の思惑を的確に察知していたものと言えよう。ともあれここでは、提訴前のサークル学生たちに対する「請求書」送付をめぐるいきさつにおいて、原告側弁護士の意図が原告両親に対して十分説明されておらず、十分なコミュニケーションが図られていなかったことのみ確認しておきたい。

さて次は、実際に本件事件が訴訟事件として進行してからの訴訟追行の目的ないし訴訟戦略について、原告側弁護士の狙いを確認しておこう。

原告側弁護士が本件事件を「難しい事件」と見ていたことは既に触れた。弁護士によれば特に因果関係の立証が難しく、「相当の時間と労力

を要するが、それだけのエネルギーを割くべきかどうか、判断が難しかった」と振り返っている。その上で「両親がかなり綿密に資料を集めて持ってきていた。かなり役立った。あの立証活動がなければ、とても成功しなかった」と述べて、原告両親の「辛苦」に彩られた訴訟追行過程での「苦闘」の成果に対して、評価の言葉を贈っている。

その上で、訴訟追行上の戦略として、被告本人尋問における被告学生たちの証言に対する徹底した追及を挙げている。

「最初の学生諸君の態度に反省はなかった。尋問で厳しくその点を指摘して、[法廷での証言が] うそであることを追及した。[学生たちは] 責任が認められることはないだろうという甘い考えで臨んでいたと思う。法的責任があるとは思っていなかったはず。はやしただけで、強制はしていないと。道義的責任というのは幅のあるもので、『ちょっとまずかったかな』というのと『非常な責任があった』というのでは全く違ってくる」

ここで、原告側弁護士が被告本人尋問における徹底した追及を訴訟戦略の主軸に据えた理由は、おそらくその後の訴訟上の和解へ至る道筋をつけるために、半ば意図的に行われたものと考えられる。つまり、被告本人尋問における被告たちの嘘を明らかにすることで尋問内容全体の証拠力に疑いを持たせることが意図されていたと思われる。その結果、一方で被告学生たちには心理的に追い詰める効果を狙い、他方、裁判所に対しては被告学生たちの不誠実な態度に対する反省として訴訟上の和解の下で一定の責任を負わせることを求めたものと言えよう。

こうした方針の採用は、原告両親によれば、証人尋問が行われる前に原告側弁護士より説明を受けたとのことである。ただし、原告両親はこの方針採用について「サークル学生たちに嘘を言わせる戦略」として理解したものの、その訴訟戦略上の意味については十分な説明を受けておらず、ましてや訴訟上の和解を引き出すための意図があることまで理解していたとは言えない。⁽⁶⁵⁾結果的に、被告本人尋問の内容を逐一細かくチェックすることこそ本件事故に関する真相の徹底的な究明に資すると信じて

いた原告両親にしてみれば、中途からその努力の成果が原告側弁護士によって「違う方向」で活用されていたことになる。

もっとも、そのこと自体が直ちに問題であるとは言えないだろう。原告側弁護士が自己の専門的判断に基づいて訴訟追行の結果を有利に導くべく、訴訟上の和解勧誘を引き出す戦略に出ることそのものは妥当な判断と言えよう。しかし、問題はやはり、そのことを依頼者に対して十分説明し、きちんとその了解を得ているかどうかではないだろうか。その面において、原告側弁護士の原告両親に対する説明には、やや不十分な点があったことを否めないように思われる。

この点は、本件訴訟の最終局面での原告両親による「和解か、判決か」の選択に際して、原告側弁護士が具体的にどのようなアドバイスを行ったか、その評価とも絡む問題である。そこで、ひとまず本件事件の訴訟上の和解による終局について、原告側弁護士がどのように受け止め、評価しているかを見ておこう。

「最後は、裁判長を動かして和解勧告の流れとなった。裁判所もよく考えてくれた。全員で500万円。[和解条項の] 第三項を入れて両親は納得した。第四項には今後に対する注意喚起の意味合いがある。裁判長から示された案だったが、両親の気持ちを考えて練られたものだった。[両親からは] 結構ですと返事があった。金額の問題ではない。もっと厳しい中身であれば、もっと低くても、ゼロに近くても飲んだ可能性があるのではないかと思う。私に言わせれば、120パーセントの成果。大学当局への申し入れも行ったが、当局は重く受け止めざるを得なかった。全大学に効果は波及するだろう。その意味で、目的以上を果たしたと思う。二人で話して、解決の仕方がよかったことについては、一致している」

自身、「120パーセントの成果」と述べていることから、原告側弁護士が本件事件の訴訟上の和解による終局について、十分納得の行く成果を収めたと認識していることが理解される。なお、ここでも「金額の問題ではない」という指摘が繰り返されており、両親からも「結構です」との返事があったことに触れている。

しかし、この発言からは、既に事件経過で見たように原告両親が「和解か、判決か」の選択に際し、非常に苦しい葛藤を抱えていたことが原告側弁護士に全く理解されていないように思われる。この点は「もっと低くても、ゼロに近くても飲んだ可能性があるのではないか」という言葉に最も象徴的である。原告両親が実際には、和解金額の500万円をめぐって倫弘さんの「命の値段と引き換えた思い」に複雑極まりない胸中だったことは、既に見た通りである。⁽⁶⁶⁾

② 原告側弁護士との関係についての原告両親による評価

さて、以上見てきた原告側弁護士の本件事件に対する見方・受け止め方を踏まえて、ここでは原告両親が語る原告弁護士との関係性について、その評価を確認し検討しておきたい。⁽⁶⁷⁾

まず、原告両親にとって原告側弁護士は、やっと見つけた「訴訟を引き受けてくれる弁護士」だった。

「わらにもすぎる思いだった。今度断られたらどうしようという不安があった。弁護士さんがいないと裁判は難しい。だから、言いたいことも素人なりに遠慮して…」

このように原告両親と原告側弁護士との関係性には、その受任に至るまでの経緯から、基点として原告両親の「遠慮の気持ち」が強く働いていたことをみることができる。さらに、裁判も初めてなら弁護士と身近に接するのも初めてだった原告両親にとって、原告側弁護士は「とにかくやたらと忙しい」印象だった。父・勝さんによれば「先生 [=原告側弁護士] は、ぎょうさん裁判を持っていた。裁判についてゆっくり聞こうとしたが、なかなかできなかった」とのことである。

このように、忙しくてなかなかゆっくり話を聞けないという弁護士の姿に戸惑う原告両親だったが、もっと意外だったのは、自分たちが裁判の証拠集めや裁判に提出する文書作成に必死の思いで奔走／関与しなけ

ればならなかったことである。既に事件経過で見たように、原告両親の「辛苦」に関する点であるが、これについて原告両親の語りは次のようなものである。⁽⁶⁹⁾

「弁護士の先生は、事件がどういうものか把握していなかった。われわれ [= 原告両親] が一つ一つ検討し、ワープロ打ちしたものを弁護士の先生に持って行き、その中で法律的に使えるようなものだけをチェックして準備書面を作っていた。[原告側弁護士からは]「山口さん、何も言われなければ素通りで行きますよ」と言われた。こっちは必死で作った。テレビドラマの見すぎでしょうか、証拠は全て自分たちで集めた。民事裁判では、親が全て走らなければならないのかと思った。『こういうもんだ』と思っていた。親が全ての証拠を集めなければいけないのだと」

このように「テレビドラマのイメージ」とは異なるが「こういうものだ」と思っていた原告両親は、後に何度も筆者の聞き取りに対して「自分たちは裁判に関して一切無知だった」と述べている。そして裁判全体の経過を振り返って、「裁判をやることは、親としての宿題みたいなものだった。ひたすら宿題に追われました」と語っている。先に見たように原告側弁護士は、原告両親による資料集めと立証活動を「かなり役立った」と評価していたが、そこには「そうせざるを得ない」と判断した原告両親の必死の思いが働いていた。この点において、原告側弁護士は両親の「辛苦」に半ば乗っかる形で比較的楽な訴訟追行をすることができたと言えよう。そうした裁判の見通しについて原告両親によれば、原告側弁護士による事前の説明は「[裁判を] するからには、勝たなきゃいけない」というだけで、「それ以外特になかった」ということだった。⁽⁷⁰⁾

一方で、原告両親は原告側弁護士に対して口には出せない不安や不満を抱えていた。中でも両親が最も不安だったのは、裁判過程での裁判長に対する原告側弁護士の「えらく気を遣う」態度であり、相手方弁護士との関係であった。

「裁判長に対してえらく気を遣うなという印象があった。それぞれの役割があるはずなのに、なぜ…。他の事件で、同じ裁判長の事件があるのでは。たくさん裁判を抱えてる。被告の弁護士と、弁護士同士、賃貸か何か別の事件の話を法廷でしていた。すごく不安だった」

ここには、様々な「正当な不安」⁽⁷¹⁾を抱えながらも、弁護士に対する遠慮からそのことを伝えられなかった、原告両親の姿が浮かび上がってくる。

さて、ここまで、原告両親が原告側弁護士に対してどのような見方をしていたか、その一部を紹介してきた。先に見た原告側弁護士自身の話りの内容と照らし合わせてみても、原告側弁護士と原告両親の間には十分なコミュニケーションが成立していなかったものと言わざるを得ないだろう。一般的な弁護士－依頼者間の力学関係だけでなく受任の経緯もあいまって、原告両親は弁護士との間に不安感やわだかまりを少なからず持っていたが、それらの思いは弁護士に対する遠慮から結局最後まで十分に伝えられることなく終わってしまったものとみることができる。

ただその一方で、原告両親による原告側弁護士に対する評価にはその後の時間の経過により変化している部分もある。それは、原告両親が本件事件の終局後に報道ニュースや個人的なつながりの中で知ることになった、他の裁判事例の状況や他の弁護士の姿に接することによってである。その語りからは、他の裁判事例や他の弁護士との比較を通して、改めて自分たちの代理人を務めた原告側弁護士に対する評価が変化していったことを理解することができる。それは特に、裁判の場で「親の気持ち」を語ることをめぐってである。この点について詳しくは、後に検討するが、ここでは母・豊子さんの原告側弁護士に対する肯定的評価を最後に紹介しておく。

「弁護士の尋問は的確だと感じた。感情を話さなくても、事件経緯を話すことで、要点しか話さなかったが、それでも癒されることはあった。その時は誰にも話すことができなかったから。話すということがなかったから、余計にそうだったんでしょね」

結局、両親にとって「本件事件終局時までの」原告側弁護士に対する評価は、「親が世間知らずだったが、裁判の場所に登れただけで満足していた。その意味では、先生に感謝している」という形で、暫定的には評価を得ていたということができるだろう。ただし、繰り返しになるが、そうした評価は後に変化して行くことになる。さしあたりここでは、その点の指摘にとどめておく。

（２） 被告側代理人弁護士と被告サークル学生たちとの関係の検討

① 被告側代理人弁護士の事案認識と訴訟戦略

相手方である被告サークル学生側の代理人弁護士は、本件事件をどのような事案として認識し、本件事件に対してどのような見方・受け止め方をしていたか。次にこの点を見てみよう。⁽⁷²⁾まず、改めてその受任の経緯を確認しておく。

「A部長が何度か相談に来た。裁判は最後の形ということで、何とか自分たちで解決したかったとのことだが、賠償額をどうするかということで自分たちの限度を超えると判断し、相談に訪れた。内容証明の前に何度か相談に来た。法的責任はないだろうと話をした。法的責任を認めると損害賠償につながるので、できるだけそのところは避けて、事実経過と誠意を示した方がいいのでは、とアドバイスした。ここに来る前にも、無料相談に行っていた。最初の相談は、1995年の秋くらいではないか」

この経緯は、概ね既に事件経過の中で確認した通り⁽⁷³⁾である。ここで注目すべきは、被告側弁護士が早い時点で相談者のA部長に対して「法的責任はないだろう」との判断を伝えていることである。これも事件経過の中で確認できたことだが、A部長はおそらくこの判断が念頭にあって、両親に対して「法的責任／道義的責任峻別論」を伝えている。そしてこのことが、事件展開の中では訴訟による「解決」へと向かう大きなターニング・ポイントであった。⁽⁷⁴⁾この点についての検討はまた、後に行うことにしたい。

さて、被告側弁護士に本件事故発生時の印象を尋ねると、「事故については、新聞で大きく報道された。酒の上でのことだから、学生はアホなことをするという感じだった」と答えている。その後、サークル学生たちから事故状況について説明を受けた時点での本件事故に対する認識は、「事実関係はそんなに争っていなかったように思う。はやされて、乗せられて入った。全く自分から進んででもなく、強制的に入らされたわけでもなく、拍手があって、入れ入れということで入ったんだろう」というものであった。

ここでの被告側弁護士の事故状況に対する認識は、依頼者であるサークル学生たちの認識を色濃く反映したものであると言える。そのこと自体は、特に問題があることとは言えない。ただし、「事実関係はそんなに争っていなかったように思う」という点は、原告両親の事故状況に対するこだわりや事故状況説明をめぐるサークル学生たちとの経過を踏まえば、また、原告側代理人弁護士の認識とも大きく食い違っていると言えよう。まずは、この点を確認しておく。

その上で、本件事件の事案認識については「訴訟事件になることはないだろうと思っていた。訴訟にはなじまないケース」として、次のように語っている。

「一般的に、法的責任は問えないようなケースではないかと思う。和解でなければ、[請求] 棄却ではなかったかと思う。幹部についてはまず認めないだろうと。[直接の関係者である] 二人については、責任の認定はあり得たかもしれない。たてはやしても、のらなければいいのであって、強制力を持ったものではない。程度が激しかったことの責任はあるかもしれない。二人だけに集中するのは他の学生たちにも望むところではなかった」

「はやした人の問題と幹部の人の問題とちょっと違うだろう。不作為、止めなかった、注意しなかったという不作為による注意義務が損害賠償責任につながるだろうか」

被告側弁護士にとって本件事件が「訴訟になじまないケース」であるという点は、筆者によるこれに関連する質問「もし原告・被告逆の立場

の代理人だったら、どうするか」との問いに対して、「訴訟はためらうだろう。勝訴の見込み、解決できるのか、普通の事故ではないから」と答えていることから明らかである。そのため被告側弁護士は、本件訴訟の見通しについて次のように述べている。

「訴訟に対する見通しとしては、当初から和解を考慮していた。学生としては不謹慎ではあるけれども、早く解決したいとの気持ちがあっただろうと思う。就職の時期でもあったし。裁判は大変なことなので、早く解決したい。何が何でも判決をという形ではなかった。円満な解決を望んでいた」

このように、本件事件の終局について当初から訴訟上の和解を考慮していた被告側弁護士にとって、本件事件の結果としての訴訟上の和解の内容についてはどのように評価していたのだろうか。最後に、これを確認しておこう。

「[和解の金額は] 損賠に基づく金銭とは理解していない。両親も慰謝され、学生たちも何らかのけじめをつける意味での解決金。和解については、裁判所の方で500万円という数字を出し、それを双方受け入れたということ。こちらとしても、そのくらいという気持ちがあった。証拠調べ、事実確認の後なので、それを受けよう。原告の方でも、もっと高くということではなかったのでは。裁判所はいい数字を持ってきたと学生たちも思っていたのではないかと思う。1000万でなく300万でなく、500万円くらいが妥当」

「裁判所からの和解勧誘。裁判所の主導した和解内容だった。訴訟を経た上での苦肉の策。判決になると、学生たちが不利になるということが読める。条項について、学生たちがどうこう言うことはなかった。全ては行き違いが原因だった」

「事実関係を明らかにし、判断を受けて円満に解決する。一番いいように運んだのでは。お互いの言い分を出し合い、判断を受けて、和解する。お参りの件もあるし、それで終わったわけではない。道筋を踏んで、双方納得して、将来にも生かしているのでは。金銭の問題ではない。イッキ飲みを防止するように積極的に働きかけてというのも、難しい。裁判にはなじまないと今でも思うが、こういう解決でも悪くないと思う」

さて、ここまで被告側弁護士による本件事件に対する事案認識、訴訟戦略、訴訟上の和解による終局への評価を見てきた。これを原告側代理人のそれと比較すれば、事案認識や訴訟戦略において異なるものの、訴訟上の和解による終局については肯定的な評価という点で一致していることを確認しておかねばならないだろう。原告側弁護士、被告側弁護士、双方の立場から見て本件事件の「訴訟上の和解」内容が妥当なものであり、裁判所は「苦肉の策」ではあるものの「かなりいい解決策」を提示したと双方とも判断しているのである。とりわけ、「金銭の問題ではない」ことが被告側弁護士によっても確認されていることが目を引く。

ここで次に問題となるのは、このような被告側弁護士の認識が、その依頼者であるサークル学生たちにきちんと伝えられ理解されていたかどうかという、被告側の弁護士－依頼者間のコミュニケーション／関係性の問題である。次にこの点を検討することにしよう。

② 被告側弁護士のアドバイスによるサークル学生たちへの影響

被告側の弁護士－依頼者間のコミュニケーション／関係性の問題を考える上で問題となるのは、本件事件の経過に照らして、被告側弁護士の事案認識やアドバイスがサークル学生たちにどのような影響を及ぼしていたか、ということである。特に提訴前の段階における道義的責任／法的責任の判断について、また、本件事件の訴訟によらない解決方法として、具体的にサークル学生たちにどのような行動をとるようアドバイスしていたかが問題になると言えよう。

この点について、被告側弁護士はまず本件事件におけるサークル学生たちの責任判断について、端的に「学生たちに責任はない」と述べている。まず、この点を確認しておこう。

「学生たちに責任はない。道義的にもないのでは。結果に対して香典を持って行くことはあっても…。和解というよりも香典、気持ちで、その額を関係者から集めてそれで解決をというのが当初の目標だったようだ」

サークル学生たちの法的責任はともかく、その道義的責任についても「香典、気持ち」程度とする被告側弁護士の判断根拠は、筆者による質問によっても直接明らかには示されなかった。代わりに、被告側弁護士が示したのは、本件事件の性質をかつて三重県津市で起きた「隣人訴訟」事件類似⁽⁷⁵⁾のものとして捉える理解であった。先に、この点を確認しておく。

「先例として、隣人訴訟、しごき事件、花火の暴発事件等が考えられた。善意でやっていたことがアダになった。どこまでの注意義務があったか、過失を考える際にどこまでの予見可能性、注意義務があったのか。はやしたことの帰結をどのように予想すべきだったのか。どれだけの注意義務、予想を求められるのか。同じサークルの友だちが友だちを訴える。隣人訴訟との共通点だ」

このように被告側弁護士は語っているが、ここでやや理解し難いのは「善意でやっていたことがアダになった」という構図である。確かに「隣人訴訟」事件の場合、子どもを善意で「預かった」とされる構図があったが、本件事件の場合、これに類似するような関係性を倫弘さんとサークル学生たちとの間に見出すことは難しいと思われる。被告側弁護士が言いたいのはむしろ、法的な過失判断における予見可能性や注意義務の構図に照らして、本件事件でもその判断が不作為の損害賠償責任を問えるものではないという認識であると思われる。そしてこのことは、事件展開の中で被告サークル学生側が「答弁書」において展開した論理とも一致している⁽⁷⁶⁾。ただし、この論理はあくまで法的な問題枠組みであって、被告側弁護士にはその前提となるべき事実認識よりも法的な問題枠組みを優先させている印象を否めない。

さて、このように本件事件を「隣人訴訟」事件類似のものと理解していた被告側弁護士は、提訴前に両親への対処を相談に訪れたサークル学生たちに対し、具体的にどのようなアドバイスを行っていたのか。この点を以下、見てみよう。

「誠意を尽くして両親の心を静めてもらう。裁判の場での解決ではなくて、人情的なもの。仏壇の前に手を合わせるとか。学生たちも苦しんでいる。法的責任があるからというのではなくて…というところをわかってもらって、何回も学生たちは家に行って、事実関係を理解してもらうことで解決できるのではないかと。あの時どうだったかと事故の再現、経過を詳しく書いてチェックしながら整理して報告をしていた。[両親は] どこかの時点で、裁判・損賠という形での解決を考えられたのでは。話をして行く中で穏やかになって行くことを望んだのだが、逆効果になっていった。誠心誠意話しているにもかかわらず、なかなか心を開いてくれない。学生たちが反論をすると、『息子は死んでいる』といわれ、学生が思っている方向とは違っていった」

被告側弁護士によるこの語りの内容は、提訴前の段階におけるサークル学生たちの「お参り対応」と極めて親和性を有するものである。なお、被告側弁護士には、サークル学生たちが「誠心誠意話しているにもかかわらず、なかなか心を開いてくれない」両親との間で最終的に訴訟に至った経緯に、自らのA部長へのアドバイスである「法的責任／道義的責任」峻別論が大きな影響を与えたことを認識していない様子だった。

このような被告側弁護士にとって、原告両親の提示した「示談」による本件事件の解決は、当然否定的に捉えられていたことになる。

「払うとなると、責任を認めて丸裸というわけにはいかないだろう。3000万、5000万、1億になるかもしれない。その可能性を考えると、勧められない。事実確認を経て、責任があるだろうという形にしなければならない。金額が決まってはじめて、責任を認める了解ができるのではないか。逆に、金さえ払えばよいと両親も言えない。当事者同士では難しい」

上の語りでは、被告側弁護士が「金額が決まってはじめて、責任を認める了解ができるのではないか」と述べている点が印象的である。この点は、事件展開の中で見た原告両親による当初の具体的な金額が示されない「示談」要求のやり方とは対照的であると言える。いずれにせよ、「当事者同士では難しい」という被告側弁護士の指摘はそのとおり、本

件事件における原告両親とサークル学生たちとのやり取りの経緯にあてはまるものであった。

さて、以上見てきた被告側弁護士のサークル学生たちに対するアドバイスや本件事件に関する認識について、受け手であるサークル学生たちがどのように理解し、受け止めていたのかについて、最後に可能な限りで検証しておきたい。

結論から述べれば、サークル学生たちは提訴前の相談段階では被告側弁護士に原告両親への対応の仕方など、既に見たように一定のアドバイスを受けていたものの、具体的にどのように原告両親と接して行くかはあくまで自分たちで模索していたようである。本件事件が提訴となり法的紛争として扱われるようになって以降は、特に訴訟の見通し等についてアドバイスや説明を受けていたわけではなく、基本的に被告側弁護士に対応を一任して、証人尋問等での打ち合わせ等でその都度の指示を仰ぐという程度であったようだ。

このうち問題となるのは、最終的な訴訟上の和解について和解条項に関する説明を受け、これを理解していたかどうかである。この点についてはA部長が、「具体的なアドバイスはなかった」と答えている。和解に際しての被告側弁護士によるサークル学生たちへの説明は、金銭的負担について請求額の1割相当で妥当であるということと、被告間で責任の濃淡はあるが、裁判所による勧告でもありサークル全体のことを考えて和解を受け入れるようにという内容だったという⁽⁷⁷⁾。

なお、和解条項の文言として残らなかった「命日のお参り」約束に関しては「精神条項なので、本人たちの心がけの問題である。行かなかったからといって、債務不履行になるとかではない」との説明を受けたという。

本件事件の展開を振り返って、訴訟上の和解締結に至る経緯と各和解条項の内容、及び「口頭での約束」とされた「命日のお参り」約束を改めて原告両親の立場から捉えれば、和解条項に込められた意味は重大だっ

た。和解終局後も、そこで約束された内容を将来に向かってサークル学生たちがどのように果たして行くかは、原告両親にとって関心事であり続けた。そこでは当然、サークル学生たちが和解の意味を十分理解した上で行動して行くことが求められていたと言えよう。

よって結果として、サークル学生たちによる和解内容の理解不足という問題は、本件事件の和解による終局以後も原告両親との間で誤解やトラブルの種として残り続けることになった。この点については、改めて後で検証することにして、ここでは被告側弁護士によるサークル学生たちへの和解内容に関する「説明・フォロー」に不足があったと思われることのみ、指摘しておく。

4. 死が持ち込まれることを嫌う法廷：排除される「親の心情」

先に原告両親と原告側弁護士の関係を検討した際、原告両親はその依頼の経緯から「訴訟を引き受けてくれた弁護士」に対する一定の評価を示しながらも、後に他の裁判事例／弁護士の姿に触れることによって自分たちの弁護士に対する評価を改めていったことが理解された。その中でも特に、原告両親が「裁判に対する公平性」の疑問という観点で捉えていた問題として、裁判の場において自分たちの「親としての心情」を語ることをめぐるものがあった。

事件経過を振り返れば、訴訟追行の過程において両親は書証の提出から被告本人／証人尋問調書の検討、訴訟追行と並行して続けられた新たな証拠収集に至るあらゆる面で「辛苦」を重ねていた。中でも、裁判所に提出した父・勝さん名の「陳述書」作成にあたっては、弁護士との間で数度にわたる添削指導を受けながらまさに必死の思いでこれを完成、提出させていた事情をうかがい知ることができた。⁽⁷⁸⁾

この「陳述書」において両親が目指していたのは、事故でかけがえのない倫弘さんを亡くしサークル学生たちを裁判の場に訴えることを決意した自分たちの「親としての心情」を、審理にあたる裁判官たちを前に

訴えかけることであったと言えよう。その意味において、訴訟過程全体を通じて「陳述書」の作成と提出が両親にとって重要な位置づけを与えられていたことを理解することができる。

しかし、特にこの点に関する原告両親の「訴訟満足度」は、繰り返になるが自分たちの裁判以後、他の裁判事例／弁護士に姿に触れることによって低下して行かざるを得なかった。ここでは、まずこの点に関する原告両親の批判的な語りを通して、本件訴訟における「親の心情」の扱われ方をめぐる問題を検討することにしたい。

また、この問題とからむ形で、両親にとって本件訴訟の審理の場が倫弘さんの失われた命にかかわる「神聖な法廷」と位置づけられていたことに触れ、サークル学生たちが法廷内／外で示した態度に「神聖な法廷」への思いを傷つけられていた原告両親の思いを確認、検討することにした。

（１） 排除される「親の心情」と被害者・倫弘さんの「不在」

原告両親は、自分たちの裁判を振り返って端的に「心情を述べるところなんてなかった」と述べている。まずは、その語りを確認しておこう。⁽⁷⁹⁾

「裁判所は最初から学生寄りに感じられた。『親の意見陳述を入れたい』とこちらから申し入れたら、[裁判長は] 顔色を変えて『親御さんの心情を述べるだけなら、もういいでしょう』と言われた。申し出に対して顔色を変えて不機嫌になった。裁判の公平性を疑った。心情を述べるところなんてなかった。川の水位について触れただけ」

ここで触れられているのは、訴訟過程の一場面として原告本人尋問の機会をめぐって示された裁判長の訴訟指揮のあり方に対する、原告両親の「裁判の公平性」という見地からの批判である。語りの中で「心情を述べるところなんてなかった。川の水位について触れただけ」とあるのは、本件訴訟の原告本人尋問として行われた父・勝さんに対する尋問の

中で、その内容が「親の意見陳述」という位置づけを当初与えられるはずのものでありながら、結果としてかけがえのない倫弘さんを亡くした「親としての心情」に触れるものとはなりえず、「客観的なデータ」としての「川の水位」をめぐって意見を述べるのが精一杯だったという事情を示している。

なお、先ほどの語りは別の形で次のようにも記されている。⁽⁸⁰⁾

「裁判長から今後の予定として、尋問していく者の名前が挙がったが、M くんの名前は挙がらなかった。弁護士からも何の説明もなかった。疑問には思っていたが尋ねなかった。…親の尋問も両親に予定されていたことも知らなかった。裁判長は『親御さんの心情を述べるだけならもういいでしょう』と発言したので、弁護士が『意見陳述を行ないますから』といい、父親が意見陳述を述べることができた。本人尋問も飛ばされる場所でした。(裁判で何度か不公平だと感じた。最初から公平に行なわれるのが裁判ではないのですか？ ひど過ぎませんか)。だから裁判長は一人で十分だと思ったのでしょう」

この原告両親による記述は、先ほどの語りの場面について触れたものである。この記述から、先ほどの語りが訴訟の進行を協議する過程での原告／被告本人尋問の必要性を具体的に検討する場面について触れたものであることが改めて理解される。事件経過と裁判資料に基づいて補足すれば、⁽⁸¹⁾当初、被告本人尋問が予定されていた M さんについてその理由は明らかでないものの裁判長が尋問を除外したこと、及び当初は原告両親それぞれに対して原告本人尋問を行なうよう原告側弁護士が人証の申請を行っていたのに対して、裁判長が原告本人尋問そのものの必要性を「親御さんの心情を述べるだけならもういいでしょう」と一旦は却下する方針を示したことが伺える。このうち原告本人尋問の却下に対しては、原告側弁護士が裁判長に申し入れをして父・勝さんに対する本人尋問のみ何とか確保した、という流れを確認することができる。

ここでは、裁判長のこうした訴訟指揮が、原告両親によって「裁判の公平性」という見地から批判の対象とされている点に注目すべきである

う。原告両親にとっては、訴訟の一方当事者である自分たちの「親としての心情」を述べる唯一の機会であるはずの原告本人尋問が、裁判長の訴訟指揮において適切に考慮されることなく一方的に排除・制限されていく印象を受けたものと思われる。ここでは裁判長の専門的判断に基づく原告／被告双方当事者による主張・立証の法的整序ないし争点整理の妥当性という観点ではなく、素人である一方当事者から見た素朴な「裁判の公平性」が問われている。

原告両親がこの「裁判の公平性」批判にこめた意味合いをやや敷衍すれば、かけがえのない倫弘さんを亡くした自分たちの「親としての心情」を裁判官ないし法廷が聴くことなしに、果たして公平かつ妥当な判断が下せるのか、という素朴ではあるが根本的な裁判に対する問いかけが含まれているものと言えよう。原告両親にとっても「公の場」である法廷空間が、ただ当事者の思いや感情をぶつけ合うだけの場でないことは、前提として理解されているはずである。しかし、そうではあっても、全くそうした思いを表明する機会が設けられないことに対しては、被告サークル学生たちが一方で被告本人尋問の機会を通じ自分たちの弁明を十分に行なえることに鑑みて、原告／被告双方の立場に対するバランスという面から配慮に欠けるものと原告両親には捉えられているものと言えよう。

こうした原告両親の「子を亡くした親としての思い」に基づいた素朴な「裁判の公平性」感覚は、自身の役割定義として「倫弘さんの代弁者」という意識に支えられているものと見ることができる。「死人に口なし」という言葉が原告両親によって語られるとき、そこでは同時に、「語ることでできなくなってしまった倫弘に代わって、自分たちが語っていかなければならない。倫弘の名誉を守らなくてはならない」とする亡き子に対する「親としての務め」を積極的に引き受けていこうとする姿勢が伺える。この点は、訴訟提起前におけるサークル学生たちとの「直接交渉の段階」でも両親によって一貫して維持されていた姿勢であったと言

えよう。それゆえ、「公の場」である裁判でこそ、自分たちの「親としての心情」が聴き届けられることに大きな意味を見出しているものと理解すべきである。

ここでは、訴訟の一方当事者である原告両親が、自身かけがえのない子どもを亡くした「死別の悲しみ」を抱える親の立場として、上述のような観点から訴訟過程における自らの役割を位置づけ、訴訟に対する意味づけを行なっていることをまず適切に理解する必要があると言えよう。それは、「公の場」としての裁判（民事訴訟）に対して一方当事者が寄せる期待でもある。その意味では、こうした期待が法的な観点から見て「過剰期待」であるかどうかを論じるのは、ひとまず上述のような意味づけや期待を適切に理解した後の作業であるべきものと言えよう。

さて、こうした見地から問題となるのは、一方で既に見たように裁判長の訴訟指揮のあり方に対する原告両親の「裁判の公平性」の観点からする疑問であり、他方では他ならぬ自分たちの代理人である原告側弁護士による原告両親の立場に対する理解と擁護、そしてその実現の程度に対する評価ということになる。次に、この後者の点について見ていくことにしよう。

すでに確認したように、事件経過において原告側弁護士は原告両親に対する本人尋問の機会を、父・勝さんに対する機会だけになったものの裁判長の訴訟指揮に「抵抗」して確保している。その点に対する評価は、先ほどの原告両親による記述の中にも伺うことができる。その意味で、原告両親の原告側弁護士に対する評価は最低限、その仕事を果たしたものと位置づけられていることを理解することができよう。

しかし、その一方で、肝心の原告本人尋問の中身ないしそれに先立つ「陳述書」の内容をめぐることは、原告両親にかなりの不満が後に生じている。それは端的に、「親としての心情」を述べる唯一の機会において、他ならぬ自分たちの弁護士によりその表出を妨げられた思いとして語られている。既に見たように、原告両親はその「陳述書」作成の過程にお

いて原告側弁護士の数度にわたる「添削指導」を受けている。ここではそうした指導を行なうこと自体が問題であるというのではなく、指導の「中身の問題」である。原告両親はこの点について、原告側弁護士が裁判長の心証を慮り「陳述書」の内容では「親の心情」を極力廃し、事故当日の川の水位等データを盛り込むことでできるだけ「客観的な内容」を維持しようとしたものと理解している。⁽⁸²⁾

さらに、原告両親が問題としたのは、原告本人尋問の具体的な進め方であり、提出のみにとどめられた「陳述書」の扱いである。事件経過で確認したように、原告本人尋問は先に提出されていた「陳述書」の内容に沿ってその内容を確認する形で行なわれている。この点是一方で、原告側弁護士として「提出」のみに終わった「陳述書」の内容に敢えて触れる形で原告本人尋問を進めることにより、原告両親（父・勝さん）が直接「陳述書」に記した内容に触れる機会を設けたものと理解することもあるが、原告両親はそうのように理解してはいない。原告両親としては極めて未消化でかつ不十分な「親の意見陳述」機会だったとして位置づけている。

原告両親がこうして自らの「親としての心情」表出機会について「もう少し何とかしたかった」との思いを、したがってその面からの一方で裁判所に対する「裁判の公平性」批判、他方で自分たちの弁護士に対する評価の不満を募らせていくのは、繰り返しになるが、本件訴訟の終局後に原告両親が他の裁判事例／他の弁護士の姿勢に触れる機会を通じてのことである。次にこの点について、原告両親の語りを確認するが、その前に、原告両親にとって自らの裁判の中で「親としての心情」表出と並んでもう一つ問題とされた「倫弘さんの不在」に関する両親の疑問を紹介しておく。それは、倫弘さんの遺影を「法廷」（正確には和解の席）⁽⁸³⁾へ持ち込むことの是非をめぐる問題である。

原告両親によれば、「法廷」内への倫弘さんの遺影持ち込みについて、原告側弁護士から止められたとのことである。⁽⁸⁴⁾

「息子の遺影を法廷に持っていったが、弁護士に止められた。[別の機会に持ち込みについて伺いを立てたら]『裁判官の心証を悪くする』と言われた。最後はもう構わないと思って、掲げた」

ここでも、自分たちの「親としての心情」よりも「裁判官の心証」を懸念する弁護士の姿勢について、批判がなされている。従来、一般には法廷内への遺影や位牌の持ち込みについて、裁判官が審理の客観性維持／法廷内の秩序維持等を理由にこれを許可しない場合が多かったとされることに鑑みれば、原告側弁護士が裁判官の心証を有利に維持するために原告両親の遺影持ち込みを抑えようとしたことを理解できないわけではない。⁽⁸⁵⁾しかし問題はここでも、そのことが十分なコミュニケーションのもとで原告両親に対して説明されていたかどうかであろう。その限りで言えば、原告側弁護士の説明は原告両親を十分に納得させるには至っていない。

ここで確認しておくべきことは、原告両親にとって「法廷」内への遺影持ち込みが、「法廷」内での「倫弘さんの不在」を解消するための象徴的な行為として意味づけられていたことである。原告両親は、提訴前のサークル学生たちからの事故状況説明についても、それが倫弘さんの仏壇の置かれた仏間において、すなわち、「倫弘さんの霊前」において、行なわれていたことを重視していたものと理解される。⁽⁸⁶⁾そのため、原告両親としては、一方で遺影の持ち込みがなくとも倫弘さんが自分たちと一緒に法廷内で裁判の進行を見守っているという思いを抱きつつも、他方ではよりその存在を確かなものとするために遺影の持ち込みが必要だと判断していたものと言えよう。しかし、そうした思いが原告側弁護士に対して積極的に語られていた形跡はなく、したがって、原告側弁護士にそうした配慮を求めることもできなかったものと思われる。この点は、何より原告両親と原告側弁護士の関係性のあり方に起因するものと言えよう。

さて、以上、「法廷」内での「倫弘さんの不在」に対して原告両親が遺影の持ち込みを通じてこれを解消しようとした動きを確認した。最後

に、原告両親のもう一つの「裁判の公平性」に対する批判をその語りを通して確認しておく。それは、原告両親が自分たちの裁判／弁護士と他の裁判事例／弁護士とを比較・対照することによって展開した批判である。

原告両親が自分たちの裁判（本件訴訟）との比較対象として言及している裁判事例は、あくまで原告両親の本件訴訟終局後の個人的な見聞の範囲に限られている。その一例は、学校死亡事故（部活動試合中の死亡事故）⁽⁸⁷⁾によって子どもを亡くした両親が提起した民事の損害賠償請求事件である。母・豊子さんはこの事件の遺族支援のため傍聴に赴き、⁽⁸⁸⁾そこで行われていた「親の意見陳述」について次のように感想を語っている。

「親の意見陳述についてなんですけどね、裁判長の公平さについてある程度の枠を設けなければ不公平なんではないでしょうか。私が傍聴してきた知り合いの裁判では、40分のうち8割が親の感情を述べてましたよ。母親の本人尋問なんですけど、『息子を亡くした親にとって未来がないんです』って冒頭で言ってますね、すごく印象的だったんです。私たちのときにはあんなこと、言いたくても言えませんでした。弁護士さんがまだ若い方で、若さのよさって言うんですか、私もお話させてもらう機会があったんですけど、話しやすいんですね。穏やかで、気さくな感じというか…。××先生 [=原告側弁護士] には一目おいていたので話しにくかったですね」

このように、母・豊子さんは、自分たちの裁判ではできなかった「親としての心情」を直接自身の「声」として語ることが傍聴に訪れた裁判でなされていたことについて、こうしたことは裁判官や弁護士次第で可能になるものと理解し、一方では傍聴した事件の当事者である遺族（母親）に対して「羨ましい思い」を抱くと同時に、他方ではその裏返しとして裁判官の裁量判断に対する「公平性」の見地から疑問を呈しているものと見ることができる。ここでの「裁判の公平性」に対する疑問は、既に見た自分たちの裁判における原告／被告の立場尊重をめぐる「公平性」の問題とは異なり、事件毎に裁判官の裁量一つで「親としての心情」

を述べる事が許されたり、許されなかったりすることへの疑問ということになる。

また、ここで母・豊子さんは、傍聴した事件の遺族側弁護士についてその「話しやすさ」を評価している。比較して自分たちの代理人を務めた原告側弁護士について、そこには年齢的な問題もあるにせよ、「話しにくかった」ことを語っている。ここでの語りを踏まえて、母・豊子さんは「遺族の思いに寄り添ってくれる弁護士」の必要を訴えており、示唆的である⁽⁸⁹⁾。

以上、ここまで原告両親の語りを通して本件訴訟において原告両親の「親としての心情」がどのように扱われたか、またそのことを原告両親がどのように受け止めていたかについて、「裁判の公平性」という観点からの原告両親の疑問・批判を中心に見てきた。先に確認したように、ここでは訴訟の一方当事者である原告両親の意味づけや理解を踏まえることが主眼であり、その上で法廷空間において心情ないし感情を扱うことの是非は別途、論じられるべきものと判断する。よってこの点の法的な視点からの検討は、後に改めて行なうことにしたい。

(2) 「神聖な法廷」への思い

自身の「親としての心情」が法廷で直接「声」として聴き届けられることに原告両親がこだわったのは、そうすることによってしか、事故で命を失った息子である倫弘さんの自分たちにとっての「かけがえのなさ」を訴える手段はないものと、理解していたためである。両親にとって、かけがえのない倫弘さんの失われた命に関わる法廷は、必死の思いをおつける法廷であり「神聖な法廷」として位置づけられていた。

この点について、原告両親は次のように語る中で、そうした「神聖な法廷」にふさわしくなかった被告サークル学生たち（及びその親たち）の態度を問題としている⁽⁹⁰⁾。

「学生たちは腕を組んだり談笑したりで、会釈もしない。被告学生の一人の母親は、傍聴席で「自分たちの」すぐ後ろに座り、挨拶一つなく「私たちの」資料を覗き込んでいた。帰り際、一緒になる。こっちも嫌だけど、向こうは『何でうちの子が被告なんだ』という態度…。それなりの態度を示してほしかった。自分に責任あるなしじゃなく、命をなくしているのだから、それなりの態度があって然るべき」

ここでは、原告両親が被告サークル学生たち（とその親たち）に対して「神聖な法廷」にふさわしい態度を要求する根拠として、「責任あるなしじゃなく、命をなくしているのだから、それなりの態度があって然るべき」という表現を用いていることが注目される。第一義的には法的責任の所在を判断する場所として裁判の場があるとしても、その所在を争う前提として「命をなくしている」相手方に対する最低限の人間的配慮を「誠意ある態度」として求めていることが理解されよう。

こうした原告両親の「神聖な法廷」に対する思いは、事件経過を振り返れば、最終的に本件訴訟が訴訟上の和解成立を迎える局面において、被告サークル学生たちの「ふざけた態度」⁽⁹¹⁾について原告両親側が申し入れを行い、裁判長から口頭での謝罪を被告学生たちに促すという一コマとして既に触れていた。⁽⁹²⁾

こうした「ふざけた態度」とは、具体的にはどのようなものだったのか。ここでは実際にその様子を目にしていた原告両親側の「関係者」がその様子を描写した文章の全文をやや長くなるが引用・紹介することで、原告両親と同じく子どもを失った一人の母親⁽⁹⁴⁾の視点からの「ふざけた態度」に対する受け止め方、および「神聖な法廷」に対する理解を確認しておくことにしよう。

<タイトル：「彼らは決して忘れない。そう信じるしか…」>

息子の直之がサークルコンパでの「イッキ飲ませ」により死亡してから、2年5ヶ月になる。

あの日、一体何があったのか…直之の死の状況がはっきりしないことは、悲

しみであり、苦しみであった。つい先ほど何をしていたのか思い出せないほど混乱しているのに、直之のことに関してだけは、頭は異様に冴え、叩けば甲高く澄んだ金属音がしそうだった。

コンパの場にいた30人の学生全員の声を聞くのに1年かかった。口をつぐむ先輩、話すことをためらう後輩、それでも断片をつなぎ合わせると、「イッキ飲ませ」の実態は明らかだった。弁護士に代理人をお願いし、今年1月によりやく、3年生5人が責任を認めて和解した。

直之より1ヶ月ほど前、同志社大1年生の山口倫弘さんが、サークルの恒例行事である「川入り」で亡くなった。学生たちは責任を認めず、遺族は提訴した。

一度傍聴できたらと思っていたが、自分のことで精一杯で余裕がなく、ようやくこの9月になって出かけた。証人喚問はすでに終わり、この日は裁判長から和解案が示されたため、私は廊下の長椅子で経過を眺めていた。

直之の事件は、裁判まで至らずに和解したので、裁判所という所に入るのは、これが生まれて初めてであった。意外と普通のオフィスビルとあまり変わらない、という感じだったが、遺族にとっては必死の場である。加害学生にとってはどうなのだろう…。

遺族が近づいても、会釈の一つもしない学生たちの態度に驚いた。倫弘さんを亡くした山口さんご夫妻のそばで、まるでキャンパスライフの延長のように談笑し続ける姿に私は居たたまれなくなった。

直之の先輩たちも、もしも裁判になっていたら、あのような態度をとったのだろうか…。和解が成立したあとの初めての墓参で、彼らは謝った。「あの時、酒をたくさん飲ませてしまって本当にごめんな。苦しかっただろう」と。どのような形が、直之にとって一番望ましいのか…。親にとっては苦しくても、直之の信頼した先輩としてどうあってほしいのか。そればかりを考えてきた、和解までの道程だった。何は妥協して、何は譲れないのか。最後には<赦す>以外にないと思うのだが、どういう形で赦していくのか。

私は、目の前で笑っている学生たちの姿に堪えられなくなり、山口さんご夫妻の了承を得て学生の前に立ち、思いを伝えた。

「ここは裁判所なのよ。無罪を主張してもいいけど、少なくとも、あなたたちのそばで一人の命が失われたのよ。失われた命への厳粛な気持ちだけは、裁判所の中だけでも見せてください。命を大事にするってことでしょう。あなたたちの命も大事にするってことでしょう」

一人の学生が、ものすごい憤怒の目で私を見た。

「あなたは、どうしてそんな目をするの」

私は何度かくりかえした。ただ悲しかった。

「そんな目をされて、一番悲しむのは、倫弘君でしょう」

亡くなった後輩の名前を聞いて、彼の表情は一変した。彼が最初に、倫弘さんを「川入り」の標的にするコールをかけている。今まで、責任を逃れて自分

を守ることばかりが頭にあったのだろう。

「失われた命への厳肅な気持ちは、自分や周りの人の命を大事にしていくことになると思う。その気持ちを、少なくとも、表していただきたい。私からのお願いです」と、会釈して離れた。

その後、和解室から出てきた弁護士について、そそくさと立ち去るまで彼らはうつむき加減に静かだった。心の中は、うかがい知れない。

こんなことは、一時しのぎに過ぎない。心を表わすことの難しさ、心を伝えることの難しさ…それを教えなくなった家庭を思った。

一ヵ月後、学生たちは責任を認めたので和解が成立。飲酒にからむ死亡事件で、加害者が責任を認めたことが公表された四件目になった。

学生たちは、今後どのように遺族に心を表わしていくのだろうか。

彼らは決して忘れることはないだろう。そう信じるしかない。

以上、やや長くなったが、同じ飲酒のからんだ事件において子どもを亡くした母親の視点から書かれた文章であるため、敢えてそのまま引用・紹介した。その記述からは、これまで確認してきた原告両親の思いと多く重なる部分を見出すことができよう。特に「失われた命への厳肅な気持ち」に対する自覚を促す語りかけの部分は、原告両親が後に「自分たちの気持ちを代弁してくれた」ものとして位置づけていたことを付言しておく。⁽⁹⁵⁾

ここでは、訴訟の相手方である被告サークル学生たちに対しても、裁判官や弁護士と同様、失われた命とそのかけがえのなさに向き合い、最低限これを尊重する態度として「失われた命への厳肅な気持ち」が要請されているものと理解することができよう。

以上、ここまでの検討をまとめれば、本件事件のように「かけがえのない命」が失われた事件を扱う法廷のあり方について、一方当事者である「かけがえのない命」を失った遺族の側から法廷に関わる全ての関係者たち、裁判官、弁護士、相手方当事者に対して最低限の、しかし、重要な要請が行なわれているものと理解すべきであろう。ここで提示されている問題は、一方で法廷内の規則解釈や裁判官の裁量判断の技術的な解釈問題にとどまらず、また他方で法廷空間内における当事者の「感情」

表出の扱いを論じる抽象的な理論検討の枠にもとどまるものではないだろう。当事者本人の「不在」の問題を含めて、「失われた命のかけがえのなさ」に法ないし法の関係者がどのように関わるか、その根本的な姿勢が問われている問題であることを指摘してここでの検討をひとまず終えることにする。

5. 「命の重み」と金銭賠償原則、和解条項をめぐるディレンマ

事件経過を振り返れば、原告両親はサークル学生たちに対して、かけがえのない倫弘さんの「命の重みを知らしめたい」という思いから「親の責任としての示談」を求め、それが受け入れられなかったことによって最終的に民事訴訟の提訴へと至った。そして本件訴訟の終局段階では、原告両親の「和解か判決か」をめぐる「ゆれる思い」、また訴訟上の和解成立に伴う解決金500万円に対する意味づけに関して「息子の命と引き換えた思い」に苦しむ原告両親の姿を確認することができた⁽⁹⁶⁾。

ここでは、こうした事件経過を踏まえて、まず提訴前の段階で「示談」の可能性を原告両親がどのように考えていたか、及び提訴動機の表明とその裏に隠された様々な思いに関する原告両親の語りを確認する。その上で次に、原告両親の金銭賠償原則と命の重みをめぐる葛藤・ディレンマを検証する。そして最後に、訴訟上の和解として成立した和解条項をめぐる原告両親のディレンマを確認することにしたい。

(1) 「示談」の可能性と提訴動機をめぐる

① 「示談」成立の可能性

事件経過の中で事故状況説明を経て「親の責任としての示談」をサークル学生たちに切り出した両親だったが、具体的な金額「5000万円」を提示してサークル学生たちに「示談」の「正式な申し入れ」を行なったのは、事故の翌年、1996年1月の倫弘さんの月命日にサークル学生たちがお参りへ訪れた際のことだった⁽⁹⁷⁾。両親側／サークル学生側双方の記録

で確認する限り、この以前の段階で具体的な「示談」の中身が検討されている様子は見当たらない。

それでは、両親は当初「示談」成立の可能性、その具体的な中身をどのように考えていたのだろうか。この点について、父・勝さんは次のように語っている⁽⁹⁸⁾。

「最初の示談の話は、学生らが保険〔傷害保険〕に入っているものと思っていたので、手続を進めて示談にしようと思っていた」

「学生たちが入っていたはずの損害保険〔傷害保険〕から下りるものが下りて、大学が学生に対して何らかの罰を与えたら、示談してもいいと思った。退学処分等が出ていたら、金額はいいから、2、3名は退学という形になっていたら、気持ちは納まっていたかも…」

「A 部長にも『3人〔Tさん、Mさん、Uさん〕が退学してくれたら、示談成立や』と話した。提訴する前の話です。その後、A 部長が1ヶ月ほど大学へ出てこなかったと聞いた。それなりに悩んでくれてるんやなということを思った」

ここでは、当初「示談」の具体的な形として事故状況の「直接の当事者たち」3人が退学処分になる等、「何らかのペナルティ」を受けることになれば、金額的な面にはさほどこだわらなかった可能性が示唆されている。すなわち、サークル学生たちが自らの責任を認めた形としての（傷害）保険に基づく一定の支払いがなされ、かつ退学処分等「一定のペナルティ」が学生たち（とりわけ「直接の当事者たち」3人）に科されていれば、そのことをもって原告両親が「ひとつのけじめ」となし得た可能性が示されている。この点については、母・豊子さんも「大学を退学になっていたら違っていた。無傷で卒業してしまうというのが許せなかった⁽⁹⁹⁾」としている。しかし実際には、大学からそうした処分がサークル学生たちに下されることはなく、両親にもその可能性がないことについてある程度予想されていたようである⁽¹⁰⁰⁾。

さらに原告両親は、こうした「示談」成立の可能性とからんで、サークル学生たちの「あり得たかもしれない道義的責任の果たし方」につい

でも言及している。それは学生たちの自主的な退学をもって一定の道義的責任を果たしたものと受け止める見方である。これに対して大学から退学処分を下されることは、「人生のペナルティ」であるとの見方が示される。これらのいずれかが仮に実現していたならば、「親として『あきらめないかなあ』という気持ちになって、『仕方ない』という思いで心の整理ができていたかもしれない」と父・勝さんは語っている。また、母・豊子さんも「[学生たちがそうした処分を受けたとしても] 生きていれば何でもできる。その意味では楽なこと」⁽¹⁰¹⁾との認識を示している。

こうした提訴前の「示談」成立の可能性について語る原告両親の思いは、事故の発生から10年という時間を経て、そして実際には「示談」成立に至らず、サークル学生たちとの間で苦しい訴訟を経験した後で示されている気持ちであることに、もちろん注意が必要である。しかし、そうした留保を付してもなお、原告両親が当時を思い返し「⁽¹⁰²⁾ 当時に近い気持ちで」上述のような形での「示談」成立の可能性、道義的責任の果たし方について触れていることは、確認に値すると言えよう。

さて、当時の原告両親には一方でこのような「示談」成立の可能性が考えられていたわけだが、実際には事件経過で確認した通り、サークル学生たちが両親の5000万円という具体的な金額を提示しての「示談」正式申し入れに対し、自分たちでは対応しきれないと判断して弁護士にその後の対応を委ねることになった。サークル学生側の代理人弁護士による「示談」には応じられない旨の内容証明郵便が原告両親に届けられるに至り、両親は最終的に自らも代理人弁護士を立てての提訴を決意する⁽¹⁰³⁾に至る。

② 提訴動機の表明をめぐって

原告両親は提訴に際して新聞記者の取材を受けることにより、その提訴動機を表明している。改めて確認すれば、記事には父・勝さんの次のような言葉が引用されていた。⁽¹⁰⁴⁾

「学生を訴えるのは本意ではないが、『申し訳なかった』の一言もなく、盛り上がりしか考えない行為で犠牲になった息子が浮かばれない。大学側もその後、何の対応も取っておらず納得できない」

さらに、これも事件経過で確認したように、原告側弁護士は原告両親の提訴動機について「息子の死を無駄にしたくない」という公益目的を重視し、受任の際の決め手としていた。また、原告本人尋問においては父・勝さんに対してやはり、本件訴訟の提訴が「本意」だったかどうかを確認する尋問を行なっている。⁽¹⁰⁵⁾この他、訴訟上の和解による終局後、原告両親が大学に対して提出した「要望書」においても「学生が誠意を示し、ありのままの事故を説明し心から謝罪してくれていれば、裁判はできなかった」との一文を見ることができた。⁽¹⁰⁶⁾

ここでは、一方で上述のように「本意ではない」提訴に込められていた原告両親の胸中について、その語りを通して可能な限りの接近を試みることにしたい。

まず、原告両親は事故発生直後からサークル学生たちによる事故状況説明がなされた時期を振り返って、「誰が息子をこのようにしたのか」という犯人探しに頭が一杯で、他に何も見えなかった」とする心情を明らかにしている。⁽¹⁰⁷⁾事件経過でも確認したように、こうした心情は、原告両親が「倫弘の親」として事故状況に対して直感的に感じていた事件性の匂い（「やられた」という思い）に基づいていたものと見る事ができる。⁽¹⁰⁸⁾

このように原告両親は、事故状況に関して揺るがなかった「やられた」という思いから、事故後の早い時点で訴訟提起を意識していたことを明らかにしている。それは事件経過の中で、事故からほぼ一週間後の時点で最初の法律相談へと母・豊子さんが足を運んでいた事実からも裏付けられる。⁽¹⁰⁹⁾ただし、この時点での両親の訴訟提起に対するより正確な認識は、「何が何でも訴訟」というものではなく「場合によって訴訟を辞さない」という強い覚悟であったとみるべきであろう。そして、そうした覚悟が最終的に提訴へと結びつくことになったのは、一方で、原告両親

からみた事故状況説明を含むサークル学生たちの一連の対応に「誠意が見られなかったため」ということになると言えよう。

他方で原告両親は、突然の事故でかけがえのない子どもの命を奪われた親として、その強い心情を語っている。⁽¹¹⁰⁾

「何とか一太刀浴びせたい。息子の怨念を晴らしたい」

「かたきは、絶対とらなければならない。それしか頭になかった」

「何とか息子のかたきをとりたい。何とかペナルティを与えたい。うらみ、つらみが出発点」

「仕返しをしたいという思いが、ずっとあった。何にもない、うらみ、つらみだけ。犯罪スレスレのところで何ができるかを考えて…だけど、いろんな思いを止めるのは、倫弘だった」

このように親としての強い心情を吐露した両親は、提訴動機について端的に「金銭の問題より感情が大きい」と語っている。そして提訴時の記者取材ないし記者会見について「世間にアピールというのが大事だが、そのときは理解できなかった」と当時を振り返っている。⁽¹¹¹⁾ 他にも、次のように提訴動機について語っている。⁽¹¹²⁾

「本心を言ったら、加害者たちにタテマエとホンネがあるように、タテマエは『二度とこういうことを起こさないように』だが、そのときのホンネは『何らかの罰を与えたい』、そういうことしか考えられなかった」

「一番大きな裁判をする理由は、うらみ、つらみ。提訴時の記者会見でコメントを準備したが、[事故の再発防止などの] 決まり文句はいわば『表の顔』で、その裏には『うらみ、つらみ』があった。しかし『裏の顔』は世間には恥ずかしい。そんなことで提訴できないから」

「[本意ではない、という点については] 世間では、『遺族は泣いていなければならない』と思っている。遺族とはこうだ、というイメージ。しかし、『こういうことが二度と起こらないように』するためには、学生といえども訴えなければならない」

原告両親のこうした語りからは、「世間」に向けて公表される提訴動機はいわば「表の顔」であり、その「裏の顔」である「親としての強い

心情」をそのまま見せることは「恥ずかしい」こと（「世間」の「暗黙の了解」に従えば、「言ってはならないこと」）として当時意識されていたことが伺える。こうした意識には、原告側弁護士が受任時に原告両親の「公益目的」による提訴を重視したことも、いくらか影響していたものと思われる。しかしいずれにせよ、原告両親が親としての強い心情に基づいて提訴に臨んだことを、ここではそのまま受け止めておく必要があると言えよう。

その上で両親は、一方で当初の提訴動機がこのような「親としての強い心情」に基づいていたことを認めつつ、他方で時間の経過とともに自らの訴訟に対する意味づけが変化していったことを指摘している。父・勝さんの言葉を借りれば、それは「階段を登っていく」過程として位置づけられている⁽¹¹³⁾。

「階段を登って行って、再発防止等へたどり着く。当初は、××さん [= イッキ飲ませ被害者遺族：筆者注] の活動の目的を理解できなかった。[提訴から] 半年か一年後にわかってきた。正攻法でうらみ、つらみを晴らしたい。息子の顔を汚すことだけはしたくない」

同じような「心情の時間的な変化」については、母・豊子さんも「子どもの死を無駄にしたいため…というのは、今になるとよくわかる。そのときは、理解できなかったが…」と語っている⁽¹¹⁴⁾。いずれにしてもここでは、かけがえのない息子・倫弘さんを亡くした原告両親が、当初はその親としての強い心情を直接ぶつけるような思いで提訴に臨み、やがて時間経過とともに他の遺族たちとの交流の過程を経るなどして、自らの提訴ないし行為に対する「公益目的」に沿った意味づけも徐々に「階段を登る」ような形で獲得していったことを、その時間的側面も併せて多面的に理解しておく必要があると言えよう。

最後に、原告両親がもう一方で、「サークル学生たちにずっと謝り続けられていたら、許さざるを得ないと思う」と当時、提訴前の取材に訪

れた新聞記者に対して語っていたことも触れておかねばならない。この点について両親は、『すみません』とずっと謝っていたら、裁判はできなかった⁽¹¹⁵⁾と筆者に対しても語っている。また、提訴に関して「倫弘がどのように思うか、わずか一ヶ月でも練習をともにしてきたのに…⁽¹¹⁶⁾という思い」もあったことを指摘する。

以上、ここまで原告両親の提訴動機に焦点を合わせてその語りを見てきた。こうした原告両親の語りを踏まえて確認しておくべきことは、提訴動機の根底に流れる「親としての強い心情」とその時間経過にともなう「変遷」まで含んだ複合性・多面性であり、また、提訴動機の「表の顔」として表明される内容（公益目的）が一方当事者である遺族の側によって自らの提訴が「世間」に受け入れられることを目指した「決まり文句」として、予め選び取られている可能性とそのことの持つ意味である。これらについては、後にまた検討することにした。

(2) 金銭賠償原則と「命の重み」をめぐるディレンマ

ここではまず、両親が正式な「示談」申し入れの際に提示した金額である5000万円について、どのような根拠に基づいてこの金額の提示に至ったのかを確認するところからはじめたい。この点について、父・勝さんは次のように語っている⁽¹¹⁷⁾。

「5000万円については、本で調べた交通事故の事例の最低限を基準に漠然と考えた。複雑な計算はできないし、しても説明できない」

このように、原告両親が正式な「示談」申し入れの際に提示した金額5000万円は、両親が自ら調べた交通事故の損害賠償額を基準としたものであることを確認しておこう。父・勝さんはこの点について別の機会に「1億円でもよかったのだが、学生であることを考慮した」と語っている⁽¹¹⁸⁾。いずれにしても、ここでの5000万円という具体的な金額提示が、弁護士等の専門家の判断を仰いで行なわれたものではないことに留意が必

要であると思われる。

事件経過で確認したように、後の提訴時点で訴状に記載されたサークル学生への損害賠償請求額は、ここでの「示談」による提示額と同じ5000万円であった。そして訴状では、ホフマン形式に則った通常の損害額算定がなされている⁽¹¹⁹⁾。だが、その前段階であるサークル学生たちへの「請求書」では当初原告側弁護士が2000万円の請求としていたものを、原告両親が希望して5000万円へと賠償額の改定が行なわれた経過をすでに確認している⁽¹²⁰⁾。

以上の経過から伺えるのは、サークル学生たちに「倫弘さんの命の重みを知らしめたい」と感じていた原告両親にとって、具体的な損害賠償請求額である5000万円は一定の基準に基づいた「最低限の額」であるという位置づけが一方でなされていたものの、他方ではそれ以上でもそれ以下でもない、ある意味漠然とした金額であったということである⁽¹²¹⁾。よってこの時点では、具体的な金額5000万円を倫弘さんの「命の値段」とする意味づけにはまだ切実に結びついていなかったものと思われる。

その意味ではむしろ、原告両親が倫弘さんの「命の重み」と金銭賠償原則との狭間でディレンマ状況に立たされ、苛まれるようになったのは、本件事件が終局を迎える直前、原告両親が「判決か和解か」の選択でゆれ、訴訟上の和解成立に至って500万円の解決金が確定した前後の時点⁽¹²²⁾であったと言えよう。この点について、両親は次のように語っている⁽¹²³⁾。

「4回生のリーダー [=E前部長] については、判決をもらおうと何のお咎めもなしになってしまう。和解だと、いくらかでも、1円でも払ってもらえれば、責任を認めたことになるから、和解した。裁判をする以上、お金ではない。だけど、命の重さを知ってもらうために、お金でしか重みをわからせることが私たちにはできなかった。[認められる金額が] 大きければ、息子が無駄死にさせないことになる。自分の犯した責任というものを、重みというものを、味わってほしいけれど、全員で500万…」（父・勝さん）

「和解案を受け入れるときのショックが大きかった。だが、最終的な金額よりも学生を裁判所へ引っ張り出したことの意味が大きいと考えていた」（父・勝さん）

「学生たちに命の重みを、少しでも重く、感じてほしかった」(母・豊子さん)

原告両親のこうした語りからは、最終的に確定した解決金500万円について、一方でこれを直ちに亡くなった自分たちのかけがえのない息子・倫弘さんの「命の値段」として理解するのではなく、その「命の重み」とこれを失わしめた「責任の重み」のあくまで一部として意味づけようとする理解が伺える。しかし他方では、既に事件経過の中で確認したように、訴訟上の和解成立直後、自宅へ向かう電車の中で原告両親がこの「解決金500万円」について「息子の命と引き換えた思い」を抱き、そのことで倫弘さんに対する「親として申し訳ない気持ち」に苛まれていたのも、事実である⁽¹²⁴⁾。このように原告両親の中では、訴え提起時よりも訴訟の終局時点において、最終的に確定した金額500万円に対する意味づけをめぐって様々な葛藤に襲われたものと理解するべきであろう。

そしてこうした原告両親の金銭賠償をめぐる葛藤は、本件訴訟の終局後も現在に至るまでなお、続いているものと理解することができる。端的にそれは、次のような父・勝さんの語りにも表れているとみることができる⁽¹²⁵⁾。

「他の遺族の方々の金額を見て、悔しい思いをした。親の無知…。[他の裁判事例での損害賠償額について] ニュースで流れるのがショックだ。金額が少なければ、倫弘に落ち度があったのではないかと第三者に思われるのが、悔しかった」

この語りからは、既に見た法廷内で「親の心情」を述べる問題と同様、原告両親が本件訴訟終局後に報道や個人的な見聞の範囲で知り得た他の裁判事例と自らの訴訟結果とを比較することを通して、現在に至るまでなお、その終わりのない捉え返しと意味づけの作業を行なっていることが理解される。そこでは、自分たちの個人の問題としての「納得」とともに、第三者／「世間」との関係における意味づけが繰り返し問われていることを確認することができる。

以上、ここまで「命の重み」と金銭賠償原則をめぐる原告両親のディレンマ状況／葛藤を見てきた。以下、簡単にまとめておこう。

原告両親にとって「命の重み」と金銭賠償原則をめぐるディレンマ状況／葛藤は、金銭賠償の原則をまったく無視することはもはやできないことの帰結としてのディレンマ状況／葛藤であるものと理解される。原告両親にとって、かけがえのない倫弘さんの「命の重み」は一方で「お金の問題ではない」にもかかわらず、他方で「命の金銭的評価」を無視すること、その「命の重さ」を不当に低く評価されることには耐えられない思いが存在していたことを確認することができる。本件訴訟の終局場面で原告両親が最も葛藤した「息子の命と引き換えた思い」は、「お金の重み」によって相手に「責任の重さ」をその一部なりとも知らせることができたという意味づけの再解釈によって、現時点まで辛うじて徐々に、そしてこれから将来に向けて少しずつ、その折り合いが図られつつある／図られて行くものと見ることができよう。

こうした文脈の下で原告両親の「葛藤」を理解するなら、原告両親にとって本件訴訟終局以降自らに課せられた「課題」は、本件訴訟の訴訟上の和解に基づく結果は結果として受け止めつつ、将来に向けてこの結果を社会の中で如何に生かしていくかという課題として受け止められていることが理解できよう。この点をめぐって、次に和解条項をめぐる原告両親のディレンマを見ることにしたい。

（3） 和解条項をめぐるディレンマ

ここでは、本件事件の終局において成立した訴訟上の和解の内容（和解条項及び条項には明記されなかった口頭での約束）をめぐって、訴訟終局後から現在に至るまで続いている原告両親とサークル学生たちそれぞれのディレンマ状況について確認することにしたい。

事件経過において既に見たように、本件訴訟の和解条項はその第三項ないし第四項にその特徴を見出すことができた。⁽¹²⁶⁾ すなわち、

<和解条項 (一部抜粋)>

三 被告らは、原告ら遺族に対し、自分たちの行動の危険性につき十分配慮しなかったことが本件事故の一因となったことを率直に認め、心から謝罪する。

すなわち、本件事故当時の増水した鴨川の状況からすれば、「その場が盛上があればいい」という安易な気持ちで新入生をはやし立てることの危険性を認識すべきであったのに、酔いに任せ、学生コンパ特有の高揚感に駆られてかかる認識を欠き、その結果、亡山口倫弘君を本件事故に巻き込み取り返しのつかない結果を生じさせたことを認め深く反省する。

四 被告らは、本件事故の経緯をふまえ、飲酒した際の不注意かつ無軌道な行動が本件事故のような重大な結果を招来する危険性を、同好会「グリーン」の内外にひろく周知徹底するよう努め、今後、本件と同様の事故が起こらないようにあらゆる努力をする。

改めて上記和解条項の内容を検討すれば、第三項は、本件事故の発生に対する被告サークル学生たちの責任認定とこれに基づく彼らの謝罪と反省の表明であり、第四項は、第三項における責任所在と謝罪・反省に基づいて、今後サークル内外に対して同様の事故が起こらないよう再発防止に向けてのあらゆる努力を被告サークル学生たちに対して求めるものとなっている。

併せて、本件訴訟上の和解には、文言として記された和解条項以外に「被告らは、毎年の命日に倫弘さんの霊前へお参りをする」旨の口頭での約束が含まれていた。

このように和解条項の内容及び口頭での約束を確認すると気づかされるのは、そこでの内容及び義務が被告サークル学生たちに対し将来へ向けて無期限に設定されていることである。もちろん、そこでの義務は、いずれも努力義務として課されているに過ぎず、その意味ではたとえ被告サークル学生たちに上記義務内容の違反が見られたとしても、原告両親はこれに対して法的に異議を申し立てて強制的な履行を求めたりすることはできない内容となっている。

しかし実際には、和解内容としての上記義務の履行に際して原告両親と被告サークル学生たちの間にはこれまで、特に毎年の命日参りの機会

を中心に少なからぬ摩擦とディレンマ状況が起きている。

このうち原告両親が直面しているディレンマは、端的に毎年⁽¹²⁷⁾の命日に被告サークル学生たちと対面することに伴う心理的なディレンマである。この点についての母・豊子さんの語り⁽¹²⁷⁾。

「毎年、命日が近づくともものすごく気が重くなり、非常に辛い。被告たちには会いたくない、あんな約束しなければよかった…と思う一方で、彼らがこの先どのように生きてゆくのか、見届ける義務がある。その意味では、約束をしておいてやっぱりよかったかなと思う」

このように、原告両親が毎年倫弘さんの命日を迎えるにあたって極度の心理的苦痛に苛まれていることについては、筆者に対する原告両親の語りの中でも何度となく触れられている。倫弘さんの命日が5月13日であることから、毎年、3月、4月の時期を迎える頃から原告両親は命日の被告サークル学生たちのお参りを意識し始め、その緊張はゴールデンウィークが終わると同時にピークに達するとのことである。⁽¹²⁸⁾

同様の心理的緊張は、被告サークル学生たちもそれぞれ少なからず感じているものと思われる。⁽¹²⁹⁾しかし、原告両親の語るところによれば、和解成立後最初の頃のサークル学生たちによるお参りは、原告両親宅へ「一度に大勢で押しかけて、機械的に次から次へと鉦を鳴らし、そそくさとお参りを済ませ」ようとする態度に見えたという。これを捉えて母・豊子さんは「同窓会か何かと勘違いしてもらっては困る」との批判を行なっている。⁽¹³⁰⁾

このように、和解の際に口頭で交わされた「倫弘さんの霊前への命日参り」であるが、事故から11年、訴訟上の和解成立から9年を迎えた今年（2006年）に至るまで、被告サークル学生たちは一度も欠かすことなくその義務を果たしている。この点についてA部長は「倫弘さんの両親との関係を絶つことはしたくない。その意味では今後も欠かさず、命日のお参りを続けて行きたい」とする胸のうちを明かしている。⁽¹³¹⁾

ここでは、原告両親／被告サークル学生たちのいずれも、訴訟上の和解成立をもってその関係性を切断させるのではなく、和解条項に盛り込まれた義務の履行を通じて関係性を継続させる道が選択されていることを確認できる。しかし、この選択は和解条項に盛り込まれた義務の被告サークル学生たちによる承認とその誠実な履行を前提とするため、この点をめぐって原告両親との間に少なからぬ摩擦が生じているのが実状である。

そうした「摩擦」は、一方でサークル学生たち一人一人の本件事故に対する責任の自覚と承認をめぐって、またさらに、事故状況を振り返っての個人的な反省と謝罪の念の表明として問題化されている。原告両親はこの点について、被告となったサークル学生たち一人一人について、特に事故状況の直接の当事者たちである3人(Mさん、Tさん、Uさん)に「心からの謝罪がまだ見受けられない」としている⁽¹³²⁾。

他方で「摩擦」のもう一面は、事故の再発防止をめぐるサークル学生たちの「努力不足」として問題化している。この点をめぐっては、何よりもまず、現在も後輩たちが受け継ぐことで存続しているサークル内部に、したがってサークルの後輩たちに対して、倫弘さんの事故状況を毎年正しく伝えていくことが最低限の義務として原告両親によって求められている。しかしまさにこの点をめぐって、「誤った事故状況」が伝えられていたことを原告両親が知るに至り、被告サークル学生たちとの間で深刻な問題に発展した経緯がある。以下、この問題について簡単に触れておくことにしたい。

問題の発端は、被告サークル学生たちの後輩にあたる現役サークル学生たちへ倫弘さんの事故状況について教訓として伝えることを意図して作成された文書⁽¹³³⁾を、原告両親がお参りに訪れた現役サークル学生⁽¹³⁴⁾を通じて入手したことによる。その一部を抜粋すると、同文書は事故状況の「核心部分」及び事件の「教訓」について次のように記していた。

「…川に向かって座っていた山口さんに数人が声をかけ、口々に山口さんの名

前を呼び、最終的に上級生と山口さんがふざけあう形で2人で斜面におりて行きました。そうしているうちに2人は足を滑らせ、もつれあう形になり本流にはまってしまいました」

「現在のサークル活動に影響はないのですが、お酒の怖さを理解し、各自気をつけて飲むようにしましょう。5月13日を『お花の日』とし、山口さんの冥福をお祈りするために三条河原に行きます。このような悲しい事故を二度と起こさないために、ひとりひとりが自覚を持って行動しましょう」

ここでの問題は、同文書がこのような記述の仕方で果たして、事故状況の核心部分を正確に伝えていると言えるかどうかである。ここは重要なポイントなので改めてやや詳しく確認しておこう。

抜粋部分の冒頭、「…川に向かって座っていた山口さんに数人が声をかけ、口々に山口さんの名前を呼び」とあるのは、いわゆる「山口コール」について触れた部分である。事故状況を振り返れば、倫弘さんの名を呼び囃し立てる「山口コール」は、「直接の当事者たち」を中心とする数名が行なった。彼らは、この「山口コール」により座っていた倫弘さんを立ち上がらせ、その逃げ道を塞ぐような形で倫弘さんを取り囲み、大雨によって水量・流速とも増大し危険な場所と化していた鴨川本流側の河原斜面へと倫弘さんを追い込んで行った。結果的に、倫弘さんの死という重大かつ取り返しのつかない事態を招いたのは、彼らの「山口コール」とその後の一連の動きによって醸成された「川入り」をめぐる心理的・状況的な強制の圧力であったと言って過言ではない。しかし、この冒頭部分のみを読む限りでは、「山口コール」の意味は単に「山口さんに数人が声をかけ、口々に山口さんの名前を呼」んだという、ただそれだけのことになってしまっている。これでは、倫弘さんの事故に初めて接する人間が「山口コール」と倫弘さんの死という重大な帰結とを結びつけて事故状況を理解することなど、到底不可能であると言わざるを得ないだろう。

さらに、続く抜粋部分においても、「上級生と山口さんがふざけあう形で2人で斜面におりて」行ったとの説明がなされている。これは、原

告両親への事故状況説明の過程で最終的に当の「上級生」本人であるUさん自身が否定した状況（斜面では「絶対ふざけてはなかった」⁽¹³⁵⁾）を「事実」とするものである。この点は、倫弘さんについても、倫弘さんが本来水を怖がり慎重過ぎる性格だったことを踏まえた原告両親の指摘に明らかなように、事故状況的にみてあり得ない事態であったと推測できた。よって、この説明では実際の事故状況に照らして不適切であると言わざるを得ない。しかもこの説明では、「二人が酔った勢いに任せて自ら危険を顧みない無謀な行動に出た結果、不可抗力により倫弘さんの死を招いてしまった…」と事故状況の核心部分を誤解させてしまう恐れが非常に大きい。結局、抜粋部分冒頭の「山口コール」に関する不正確な記述と併せて、この説明では事故により倫弘さんの死亡という重大な結果を招いたサークル全体の責任が薄められる一方、他方では事故状況の核心部分を倫弘さんとUさんの個人的な落ち度に帰せしめてしまっているのである。

こうした事故状況の核心部分に関する不正確な認識は、結局、倫弘さんの事故をきちんとした教訓として位置づけることの失敗にもつながりかねない。実際、本来であれば、和解条項第三項に基づく正確な事故状況認識／事故理解を踏まえた上で、第四項に記された「飲酒した際の無軌道な行動が本件事故のような重大な結果を招来する危険性」について詳しい事故状況を踏まえて触れるべきであるところ、そもそも「現在のサークル活動に影響はない」と言い切ってしまう点が問題である。教訓の具体的な中身は、せいぜい、「お酒の怖さに対するひとりひとりの自覚」という抽象的なレベルにまで薄められてしまっていると言わざるを得ない。

さて、以上を踏まえれば、事態はかなり深刻であることが理解される。それまでの経緯⁽¹³⁶⁾から、サークル学生たちが後輩である現役世代に対し事故状況を正しく伝えているものと理解していた原告両親は、この文書の存在に深く傷つき、サークル学生たちに対する不信感を新たに作る結果

となった。このため、原告両親は A 部長に対して電話をかけ、同文書の内容及び作成の経緯について説明を求めた。このとき、電話をかけた母・豊子さんの話によれば、A 部長は当初「（文書の内容の）どこがいけないんですか？」との返答だったという。⁽¹³⁷⁾ 倫弘さんの事故状況について「事実を曲げて」伝えることを2年にわたって続けていたことに対する自覚と反省は全く感じられず、母・豊子さんは A 部長との電話口でのやり取りを通して、事故以来の様々な思いも重なり自らの感情の爆発を抑えることができなかった。原告両親にとって、今回の文書をめぐる問題は、原告両親が被告サークル学生たちとの間で必死に闘った裁判の過程そのものと、その結果である和解条項の内容全てを否定されたに等しく、何より、事故の責任を一方的に倫弘さんへ押しつけることでその名誉を著しく傷つける事態に他ならなかったのである。

こうした原告両親の（具体的には母・豊子さんの）「感情の爆発」に直面してようやく事態の深刻さを理解した A 部長は後日、現役サークル学生との窓口役を務めていた元サークル学生 1 名を伴い原告両親宅を訪ね、率直にこの件に対する遺憾の意を表明し、原告両親に対し謝罪を行っている。

筆者は、この場に偶然立ち会う結果となったが、⁽¹³⁸⁾ その場で母・豊子さんは A 部長たちを前に和解条項についての理解不足を指摘した上で、⁽¹³⁹⁾ 次のように語っている。

「和解条項の内容は、世間も認めていることなんだから…。今回の書類〔筆者注：問題となった文書を指す〕には、自分たちの『負の部分』が全く書いていない。全ての責任を倫弘に押しつけている」

「倫弘の名誉を傷つけることだけは許しませんよ。たとえ世間が何と言おうと、人の道に反することになっても、私は倫弘を守ります。倫弘のことが頭から離れることはないんです。次男もいて、子どもは二人ですけど、次男はもう成人して大人になったから、ある程度構わなくていいんですけど、倫弘のことは、ずっと頭から離れることはないんです」

ここでの母・豊子さんの語りには、事故から9年(当時)を経てなお、息子である倫弘さんを愛し続ける母親の思いにあふれている。A部長もそのことを理解した上で自分たちの対応の至らなさを率直に認め、事後、サークル内部で倫弘さんの事故を適切に伝達することを約して問題は一応の収束を見た。

さて、以上、本件事故の和解条項に記された被告サークル学生たちの果たすべき義務をめぐって、原告両親と被告サークル学生たちとの間に深刻な摩擦が生じ問題化した一例をやや詳しく見てきた。この経緯を踏まえて言えることは、訴訟上の和解による法的な紛争の終局後に、紛争の両当事者が関係性を継続させることの困難さである。本件事故の和解内容をめぐっては、特にそこに記された義務内容が将来に対して無限定的な履行を求めていることから、その意味内容を十分に理解する必要があったにもかかわらず、特に被告サークル学生たちにはそうした機会やフォローが受けられなかったという問題がある⁽¹⁴⁰⁾。ここでは、このような将来的に関係性を継続させる方向での和解内容を選択するに際しての、原告／被告双方の弁護士たちによる適切なアフターケアの必要性が問われているものと言えよう。

註

- (1) この点について、母・豊子さんは当時を振り返りながら筆者に対して次のように語っている。「彼らには内緒でテープに話を録った。内緒でないと聞き出せない。こちらも、ひとつでも何か手がかりを、一つでもと思って聞いた。後から冷静になって[テープを]聞いたら、私の甲高い声ばかりで肝心なところが聞けなかった」。筆者による両親への聞き取り記録(2000年5月14日)より。
- (2) 既に事件展開を見る中で触れたように(本稿(一)、Ⅱ. 2. (1)【06 両親の「倫弘の親」としての思い】参照)、事故当日は新入生歓迎コンパが開かれた日であり、倫弘さんはサークル新入生の立場にあった。このため多くの上回生にとって倫弘さんは、顔と名前がようやく一致するかどうかの存在であった。その意味で、倫弘さんと上回生との関係性は両親と比べようがないほど希薄であり、そもそも本当には「その死を悼む」

ことができにくい関係であったと言える。

- (3) このことは、事故状況説明をめぐる遺族両親とサークル学生たちとの間の具体的なやり取りにも現われている。一例を挙げれば、第4回事故状況説明において本件事故の原因を自分たちの「あさはかさ」にあったと振り返るサークル学生の発言に対し、母・豊子さんが「これは絶対、『あさはか』では済みませんよ」と語調鋭く切り返している点に最も象徴的である。本稿 (一)、Ⅱ. 2. (2) 【15 サークル学生たちによる第4回事故状況説明】における両親とサークル学生との会話記録、参照。
- (4) ただし、ここでの「無理解」は、両親の「理解」との比較から位置づけられるものであり、倫弘さんの性格をまだ十分に知らなかった多くのサークル学生たちにとっては「普通の理解」であったと言えよう。
- (5) このとき彼らには自分たちの比較対象として、倫弘さんの事故発生と同じ日に琵琶湖で新入生1名の死亡事故を起こした同じ同志社大学に所属する別のサークルの存在が意識されていた。この点について詳しくは、すぐ後に触れる。
- (6) もっとも、事件経過において確認したように、事故状況説明が失敗に終わった「最大の原因」は、事故の直接の当事者たちが最後まで事故の核心部分について両親の前で明らかにしなかったことにあると言わざるを得ない。ここには、サークル学生たちのサークルとしての対応と学生たちの間での「責任の濃淡」が関わっているが、この点については後に改めて確認する。
- (7) ここでの「世間」という用語の使用は、遺族両親による日常的な言葉の使用法に従ったものであり、社会学の分野におけるいわゆる「世間」論を特に意識したものではないことを、予め断っておく。
- (8) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (1) 【11 サークル1回生に対する両親の手紙とその返事】、参照。
- (9) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (1) 【05 新聞により報道された事故の状況】、参照。
- (10) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (11) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。この「体育の授業」に関するエピソードは、当初、実際にいつの時点で起きた話であるか聞き取りの中で十分な確認を取ることができなかったが、その後、倫弘さんの事故発生から約1年後となる1996年5月ないし6月の時点での話であることが判明した。倫弘さんの弟は当時を振り返って次のように語っている。「[倫弘さんの事故状況について] 新聞記事を読んでも先生の理解は、仕方ない面もある。当時、『普通の人はその思うんや…』と残念に思った」。なお、この「体育の先生」はその後、山口さんの申し

入れに対して「配慮が足りなかった」と謝罪、併せて「イッキ飲みの[防止に関する]資料を送ってほしい」と求めたということである。筆者による両親への聞き取り記録(2006年3月19日)より。

- (12) この点は、社会構築主義の観点から相互作用に基づく「親としての思い」言説の形成／構築過程として位置づけることもできよう。しかし、ひとまずここでは、あえてそうした観点からの分析を行うことはしない。
- (13) 筆者による両親に対する聞き取り記録(2000年5月14日)より。なお、この聞き取りの機会より後のことであるが、「直接の当事者たち」のうちの一人であるTさんが和解に基づく両親との約束に従い倫弘さんの霊前へお参りに訪れ、両親の前で当時を振り返り「あまりにも責任が大きすぎて…」と「ホンネらしきものを語った」ことが、別の機会に筆者が行った両親に対する聞き取り(2004年4月25日)の際明らかになっている。この3年ほどの間に、両親の推測が直接当事者の口から確認されたことになる。筆者による両親に対する聞き取り記録(2004年4月25日)より。
- (14) 本稿(一)、Ⅱ. 2. (2)【15 サークル学生たちによる第4回事故状況説明】、参照。
- (15) この点もっとも象徴的だったのは、「事故記録(詳細版)」での倫弘さんが転落する直前の状況を説明した箇所(6ページ)において、状況に直接かかわった彼ら「直接の当事者たち」のコメントが全く見られないことであった。これについても既に指摘した通りである。本稿(一)、注66、参照。また、本稿(一)、Ⅱ. 2. (2)【15 サークル学生たちによる第4回事故状況説明】、参照。
- (16) 被告となった9名のサークル学生たちのうち、M[一回生]さんを除く8名。彼らに対する聞き取りは、2004年5月15日(土)、彼らが和解の際の両親との約束に従い命日のお参りに両親のもとを訪れた機会を利用して行なわれた。
- (17) 彼ら当時3回生であったサークル学生・3名に対する聞き取りは、以下のように両親による働きかけを通じて実現の運びとなった経緯がある。
- 女性2名については、彼女たちが2003年10月25日(土)に両親宅へお参りに訪れた際、両親から「筆者と会って話をしてみないか」という形で打診され、その後筆者からメールを通じて聞き取りの趣旨を説明、協力を求めたところ、「二度とこのような事故があってはならない。そのためにお役に立てるのなら」という趣旨で、彼女たちからの了解が得られたものである。聞き取りは、11月22日(土)、大阪市内・なんば駅隣接のホテル内ティーラウンジにて、16時から18時半までの約2時間半の間で行われた。

残る男性1名については、翌日・11月23日(日)、両親宅へお参りに訪

ねた機会に合わせて筆者も両親宅を訪問し、お参り後両親と男性との会話が済んだ後、そのまま両親宅の仏間をお借りして聞き取りを行った。なお、この時両親には、筆者による男性への聞き取りがしやすいようにとの両親側の配慮で聞き取りが行われる間、外出していただいた。聞き取りの時間は、15時半～17時までの約1時間半である。

なお、いずれの聞き取りも、彼／彼女たちの希望で録音機器による記録は残さず、聞き取りの際にその場で筆者が記録してその日のうちにまとめた「記録・会話メモ」を、後日テキスト化し彼／彼女たちによる内容のチェックを経ている。以下、本文で使用する聞き取り記録は、このチェック済みのものを用いている。

- (18) 当時サークル1回生だったIさんは、事故当日の新歓コンパに都合で参加しておらず、そのため事故発生時には事故現場に居合わせていない。なお、Iさんは本件事件の民事訴訟で被告側代理人を務めた弁護士の事務所です事故以前から事務員のアルバイトをしていた人物である。そのことが機縁となって、A部長が同弁護士のもとへ法律相談に訪れ、結果、同弁護士が受任するに至っている。

筆者によるIさんへの聞き取りは、2000年9月1日(金)、事故現場に程近いファーストフード店にて行なった。聞き取りの時間は13時～15時までの約2時間である。この時も録音機器は使用していない。

- (19) 詳しくは本稿(一)、II. 2. (1)【05 新聞により報道された事故の状況】、参照。
- (20) 筆者によるFさん・Gさんに対する聞き取り記録(2003年11月22日)、Fさんの発言より。また、Gさんも同様に「非常に多くの学生でごった返していた」状況を証言している。
- (21) このことは、サークル学生たちによる事故状況説明の過程で作成された「事故記録(詳細版)」でも、河原での倫弘さんの動きやサークル学生たち各自の位置を示す図として付されていた。

ここで、Fさん・Gさん、Hさんそれぞれの事故発生時・現場での位置を確認しておくと、Fさんは、倫弘さんが川へ転落した場所から下流側20メートル程度離れた川縁りの場所に座っていた。「かなりお酒に酔っていました。ある人と直前に口論になっていたので、◇◇さん[3回生・女性]とそのことで、熱く語っていました」という状況。同じくGさんも、倫弘さんの転落場所から斜めに20メートル程離れた下流側、こちらは川縁りではなく河原の奥の方(川縁りから離れた側)に1回生の女性と座って話をしていたとのことである。他方、Hさんは、倫弘さんの転落場所から上流側10メートル程の、3人の中では一番近い川縁りの場所で、3回生・男性、4回生・男性と一緒に3人で座っていた状況だった。

それぞれ、筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録 (2003年11月22日)、および H さんに対する聞き取り記録 (2003年11月23日) より。

- (22) 筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録 (2003年11月22日) より、F さんの発言。また、サークル学生たちの両親に対する「事故状況説明」会話記録の中でも、事故現場の「暗くて、ごった返していた状況」については、何度か言及がなされている。

なお、筆者はこの「暗さ」について2004年5月16日 (日)、事故現場である鴨川・三条河原へ実際に足を運んで確認している。この日の午後8時前後の天候は、前日から降り続いていた雨も上がり、事故当日と極めて近い気象条件であったと思われる。このときも、事故現場付近はかなりの「暗さ」であったことのみ、ここでは付言しておく。

- (23) この点は、新入生歓迎コンパ1次会会場における倫弘さんを含む新入生自己紹介のように、事故発生状況がサークル部員皆の注視を受けるような状況ではなかったことを示している。結果論ではあるが、サークル学生たちはこの点について両親に十分な理解を得てもらうことが結局できなかったと言える。何百人もの学生たちがごった返す暗い河原で、サークル学生たちが倫弘さんの動きのごく一部しか目撃していなかったり、倫弘さんと呼ぶ「声」しか聞いていなかったりという状況は、実際にそうした状況であったものと思われる。しかし、だからこそ、現場にいた一人一人が両親に対して自らの知り得る限りの状況を誠実に伝える必要があったと言え、特に、事故状況の「直接の当事者」たち3人には、その役割を果たすことが期待されていたという点には変わりがないと言える。

- (24) <資料1-2>「第4回事故状況説明記録 (1995年8月6日)」の中では、1回生・男性2名 (うち、1名は裁判での被告・M [1回生] さん) と4回生・女性1名の計3名が、倫弘さんの転落する様子を目撃したと証言している。このうち、4回生・女性は裁判の際に被告サークル学生側証人となっている。なお、倫弘さんの転落時、1回生・男性2名の位置は「直接の当事者」たち3名のいずれも背後方向、うち被告となったM [1回生] さんが比較的近いすぐ後ろの位置、もう1人がやや離れた後ろの方だった。4回生・女性の位置は、本人の証言により「斜め後ろ、約10メートルほど離れた位置」となっている。

- (25) この点について筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録 (2003年11月22日) から、筆者と F さん・G さんとのやり取りを以下記しておく。

筆者：「お二人が、事故の発生に気づいたのは、いつの時点でしたか？
そのときの様子を教えてください」

F さん：「[事故の発生を] 知ったのはずいぶん遅くて、周りがざわざわ
なってきた、『なに、なに?』って聞いてみて、『いや、誰かが
流されたい』ということになって、よくよく聞いてみると、
それが山口くんだった…」

G さん：「私も、知ったのは結構遅かった。[4 回生・男] さんから『山
口くんが流された』と聞いた。はじめは、『そなん、嘘やろ』
と、冗談で言ってるんだろうと…。しかし、ざわざわしてきて、
やがてみんなが下流に走っていった。それを見て、私も一緒に
少し走った」

また、H さんも筆者による同じ質問に対し、「まったく記憶に自信がな
いが…」と前置きした上で「落ちた後の、ざわざわで気がついた」と話
している。筆者による H さんに対する聞き取り記録（2003年11月23日）。

- (26) 救出が試みられた経過の詳細については、本稿（一）Ⅱ．2．（2）
【12 事故記録（詳細版）の内容】《7 ページ》以下、参照。なお、「事故
記録（詳細版）」の当該箇所記述を読めば、救出に入った上回生たちも川
に流されており、一步間違えれば「2 次被害」が発生していてもおかし
くなかった状況であったことを物語っている。
- (27) 筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録（2003年11月22日）
より。
- (28) 以下の会話は、＜資料 1－3＞「第 5 回事故状況説明記録（1995 年 8
月27日）」より。
- (29) 当日、M さん U さんの 2 人に対して事情聴取がなされなかった状況に
ついては不明である。なお、警察の事情聴取に対しては、サークルを代
表して A 部長が対応している。
- (30) たとえば、母・豊子さんが事故の状況説明を求めて 1 回生男子全員・
女子 1 名に出した手紙の冒頭部分でもこの点に触れられていた。本稿
（一）、Ⅱ．2．（2）【11 サークル 1 回生に対する両親の手紙とその返事
】、参照。
- (31) 筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録（2003年11月22日）
より。
- (32) 筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録（2003年11月22日）。
- (33) 筆者による被告となったサークル学生たち 8 名に対する聞き取り記録
（2004 年 5 月15日）より、A 部長の発言。
- (34) 本稿（一）、Ⅱ．2．（1）【03 第 2 回事故状況説明・葬儀30分前の説
明】、参照。
- (35) 筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録（2003年11月22日）。
- (36) 本稿（一）、Ⅱ．2．（1）【04 第 3 回事故状況説明・混乱する釈明と

説明】、参照。なお、この時の原告両親とサークル学生たちとの会話テープ書き起こし記録である<資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」によれば、会話の中でA部長が「結局結果的に[倫弘さんと川へ]一緒に入ったのはUくん、そこにいる形となったのはTくんとMくん」と3人が「直接の当事者」たちであることについて端的に触れている。また、Uさんは「一瞬だったんで入ったじゃなくて落ちたという感じで…あっという間に流された」と事故状況の概略を語り、Mさんは「山口コールが起こった」ことを述べている。このうちMさんは、両親の「何で山口コールが起こるんですかね」という問いに対して「山口コールは何でかわからないですけど」としかこの時点では答えていない。また、Tさんについては両親との会話を見つけないことができない。この点については、後に両親から批判されている。以上、<資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」より。

- (37) 本稿(一)、Ⅱ. 2. (1)【08 届けられた山口くんの思い出】、参照。
- (38) 例えば、事故発生当時は完全に酔いつぶれ、事故現場の河原で寝てしまっていたサークル1回生などがその例である。
- (39) 筆者によるFさん・Gさんに対する聞き取り記録(2003年11月22日)よりFさんの発言。
- (40) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録(2004年5月15日)より、Uさんの発言。
- (41) 筆者によるHさんに対する聞き取り記録(2003年11月23日)より。
- (42) 筆者によるHさんに対する聞き取り記録(2003年11月23日)。
- (43) <資料1-1>「第3回事故状況説明記録(1995年5月21日)」より。
- (44) それぞれ、筆者によるFさん・Gさんに対する聞き取り記録(2003年11月22日)、及びHさんに対する聞き取り記録(2003年11月23日)より。
- (45) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録(2004年5月15日)より、B副部長の発言。
- (46) 本稿(一)、Ⅱ. 2. (3)【19 大学宛内容証明郵便：サークル学生たちの「責任自覚」を求めて】、参照。
- (47) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録(2004年5月15日)より、A部長の発言。
- (48) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録(2004年5月15日)より、B副部長の発言。
- (49) 筆者によるFさん・Gさんに対する聞き取り記録(2003年11月22日)より、それぞれの発言。
- (50) 大学当局やサークル学生たちの親以外の大人たちとしては、サークルOBや大学ゼミの指導教授等の存在が挙げられている。このうち、OBに

については「OB 会長には報告したが、OB には相談しなかった」(E 前部長) とのことである。また、A 部長は法学部の保険法ゼミに当時所属しており、当時 1 回生だった I さんの語るところによれば「A 部長さんは相談をしていたようだった」 とのことである。ただし、後者について A 部長本人からの確認は取れていない。以上、筆者による被告となったサークル学生たち 8 名に対する聞き取り記録 (2004 年 5 月 15 日)、及び筆者による I さんに対する聞き取り記録 (2000 年 9 月 1 日) より。

- (51) 筆者による被告となったサークル学生たち 8 名に対する聞き取り記録 (2004 年 5 月 15 日) より、A 部長の発言。
- (52) 筆者による I さんに対する聞き取り記録 (2000 年 9 月 1 日)。
- (53) この点について A 部長は次のように語っている。「[他サークルとは] サークル同士として交流はあった。しかし、対応云々について話し合ったことはない。各々が話を聞いた感じ」。筆者による被告となったサークル学生たち 8 名に対する聞き取り記録 (2004 年 5 月 15 日) より、A 部長の発言。
- (54) それぞれ、筆者による F さん・G さんに対する聞き取り記録 (2003 年 11 月 22 日)、及び筆者による I さんに対する聞き取り記録 (2000 年 9 月 1 日) より。
- (55) 筆者による被告となったサークル学生たち 8 名に対する聞き取り記録 (2004 年 5 月 15 日) より、E 前部長の発言。ただし、E 前部長は事故後の両親に対する事故状況説明を中心とする両親への対応には基本的に関与していない。倫弘さんの両親によれば「裁判になってはじめて E 前部長の顔を知った」 とのことである。

この間の事情について、当事者である A 部長をはじめとするサークル幹部学生たちから十分な話を聞きだすことはできなかった。ここでは、当時 1 回生としてサークル学生たちと両親とのやり取りを比較的外から見えていたことになる I さんの語りを引用しておく。

「自分たちがどういうことをすればご両親に納得してもらえるのか、わからなかった。最低でも一般に考えられていることをやろうとした。お花とか、忘れないこととか…。どう表現したらよかったのか、今でもよくわからない」

「ご両親とは、普通の友だちのようにには付き合えない。踏み込み方の問題。学生からどのように踏み込んでいけばいいのか、逆にご両親から踏み込まれると、どう受け止めていいのか…。忘れたり、考えていないということは、絶対なかった。だけど、生き残ったものと亡くなった者の差はあったと思う」

「ご両親に怒られる。落とそうと思って落としたわけではない、そこ

ら辺のことを話そうとするとご両親が感情的になる。コミュニケーションが取りづらい。ご両親に求められているのが償いみたいなことはわかった。でも、どうしたらいいのかわからなかった。ビラ配りや啓発活動をしたが、もっと何かした方がよかったのかも」

以上、筆者による I さんに対する聞き取り記録 (2000年9月1日) より。

- (56) ここで他サークルの事故状況を簡略に確認しておけば、それは琵琶湖で開かれた新入生歓迎合宿の夜、サークル部員が飲酒后、琵琶湖に入り夜間遊泳をしていた中で起きた事故だった。亡くなった新入生部員は、上回生たちと一緒に泳いでいるうちに足がつって溺死した、とされている。他サークルの学生たちは、亡くなった学生の実家 (同志社大学のある京都からはかなり距離がある中国地方の県) まで49日等の際、バスを連ねてお参りに訪ねたという。そのため亡くなった学生の母親は「遠いところをお参りに来てくれた。心の底まではわからないけれど受け入れることにした」という趣旨の話を倫弘さんの両親に対して話したということである。

倫弘さんの両親は、この他サークルで亡くなった学生の両親とも事故後に連絡を取っており、他サークル学生たちの両親への対応も上記のような形で承知しているが、その上で「二つの事件には大きな違いがある」ことを指摘している。なお、母・豊子さんによればサークル学生たちが倫弘さんの両親の前で他サークルの事例について話をしたことはなかったとのことである。以上、筆者による両親に対する聞き取り記録 (2004年4月25日) より。

- (57) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (3) 【21 「示談」への思いと法的責任／道義的責任の「峻別」発言】、参照。
- (58) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録 (2004年5月15日) より、A 部長の発言。

なお、A 部長はこの法的責任／道義的責任の「峻別」発言について、その後 (2006年) 倫弘さんの命日参りに倫弘さんの両親宅を訪れた際、両親に対して「[自分は] 法学部生だったが、当時、その意味を十分にわかっていなかった」と語ったとのことである。筆者による両親への聞き取り記録 (2006年3月19日) より。

- (59) この点については、聞き取りの機会とは別に、A 部長と筆者の電話による話の中でも強調されていたことを付言しておく。A 部長はこの時の話の中で、「事故が故意に基づくものでないということだけは、何とかご両親に理解していただく必要があった」と語っている。筆者と A 部長との電話による会話記録 (2004年6月28日) より。
- (60) 筆者による A 部長に対する聞き取り記録 (2004年5月15日) より。こ

の聞き取りは、被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取りを終えた後、筆者とA部長が個人的に話をする形で行なわれた。新大阪駅ビル内のファーストフード店において、新幹線の待ち時間を利用して行なっている。ここでも、録音機器は使用していない。

- (61) 筆者によるFさん・Gさんに対する聞き取り記録（2003年11月22日）より、Gさんの発言。
- (62) これに関して敢えてひとつだけ触れておけば、事件展開の中で母・豊子さんがサークル1回生に宛てた手紙の中で「私共は毎日毎日が地獄の苦しみを味わっています」と書かれていたことを想起することができる。本稿（一）、Ⅱ．2．（2）【11 サークル1回生に対する両親の手紙とその返事】、参照。
- (63) 以下、特に断りがない場合、原告側弁護士の語りは筆者による原告側弁護士に対する聞き取り記録（2000年8月30日）による。
- (64) 本稿（一）、Ⅱ．2．（4）【28 弁護士委任時のやり取り：損害賠償額の算定をめぐって】、参照。
- (65) 原告側弁護士の説明は、この「うそを言わせる戦略」によって「証拠能力がなくなりますが、これでいきます」というものだったという。原告両親に対する筆者の聞き取り記録（2000年5月14日）。
- (66) 本稿（一）、Ⅱ．2．（6）【46 和解か判決か：ゆれる両親の思い】、参照。
- (67) 本稿（一）、Ⅱ．2．（6）【49 帰りの電車の中で：息子の命と引き換えた思い】、参照。
- (68) 以下、原告両親の語りで特に断りのないものは全て、筆者による原告両親に対する聞き取り記録（2000年5月14日）に基づく。
- (69) 筆者による原告両親に対する聞き取り記録（2000年5月14日）。
- (70) 筆者による原告両親に対する聞き取り記録（2000年5月14日）。
- (71) 裁判長との関係では、心証判断への影響を考慮してのことと思われる。概に言えないが、原告両親は特に後の「親の意見陳述」の機会をめぐって原告側弁護士の裁判長に対する姿勢に不信を抱くようになるが、その点は後述する。一方、相手方弁護士との関係で言えば一般的に言って、「別の事件の話」であっても依頼者の前で話をすることは慎むべきであると言えよう。原告側弁護士は受任当時既に十分経験を積んだベテラン弁護士であったが、こうした点への配慮を欠いていたと思われるのは、個人的には率直に言って遺憾であると言わざるを得ない。
- (72) 以下、特に断りがない場合、被告側弁護士の語りは全て筆者による被告側弁護士への聞き取り記録（2000年8月30日）による。
- (73) 本稿（一）、Ⅱ．2．（3）【23 学生たちへの「示談」、正式申し入れ】

における記述、参照。

- (74) 同じく本稿 (一)、Ⅱ. 2. (3) 【21 示談への思いと法的責任／道義的責任の「峻別」発言】における記述、参照。
- (75) 1977年5月8日、三重県津市で当時3歳4ヶ月の幼児が、家の近くのため池に落ちて溺死するという事故が起きた。事故発生時、幼児の母親は買い物に出かけている最中であり、近所の隣人夫婦に幼児を「預けて」の外出であった。その後この事故をめぐって、亡くなった幼児の両親は幼児を「預かった」隣人夫婦及びため池の管理責任者としての国や鈴鹿市等を相手取り、損害賠償を求める訴えを津地裁に提起した。この訴訟に対する判決は、1983年2月25日、原告の請求を一部認容する形で一旦下されるが、判決報道後に起きた一連の「リアクション」により最終的に訴えは取り下げられ、事件は終結した。「隣人訴訟」事件について詳しくは、星野英一 (編) 『隣人訴訟と法の役割』 (有斐閣、1984年)、小島武司／C・アティアス／山口龍之 『隣人訴訟の研究』 (日本評論社、1989年)、柴田光蔵 『法のタテマエとホンネ』 (有斐閣、1983年)、竜寄喜助 『裁判と義理人情』 (筑摩書房、1988年)、また、「特集・隣人訴訟と法の役割」ジュリスト793号 (1983年) 所収の各論稿等を参照のこと。判決内容については、判例タイムズ495号 (1983年) 63頁以下、並びに判例時報1083号 (1983年) 125頁以下を参照。
- (76) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (5) 【32 答弁書の内容】、参照。
- (77) 筆者による被告となったサークル学生たち8名に対する聞き取り記録 (2004年5月15日) より、A部長の発言。
- (78) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (5) 【40 原告両親による「陳述書」の作成と弁護士の「指導」】、参照。
- (79) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (80) 両親作成の文書「質問事項への回答」 (2004年4月25日)、4頁より。
この文書作成の経緯について詳細は、本稿 (一)、注78、参照。
- (81) 事件経過について、本稿 (一)、Ⅱ. 2. (5) 【43 第9回期日：父・勝さんの「陳述書」と原告本人尋問】、参照。文書資料としては、原告側弁護士が裁判所に提出した「人証申し出書」を確認することができる。
この文書によれば、当初、原告両親に対する本人尋問がそれぞれ、父・勝さんに対して60分、母・豊子さんに対して30分予定されていたことを確認できる。
- (82) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。
- (83) ここでの「法廷空間」は、正確には、口頭弁論が開かれた実際の法廷ではなく、本件訴訟の終局時に原告両親と被告サークル学生との間で訴訟上の和解が成立し和解調書が交わされた「和解室」を指している。以

下本文では、原告両親の言葉の用法に従い敢えて「法廷」と表記する。

- (84) 筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。なお、原告両親が遺影の持ち込みを求めたのは、裁判所内の和解室において本件訴訟の終局時に原告両親と被告サークル学生との間で訴訟上の和解が成立し和解調書が交わされた場面でのことである (1996年10月15日)。原告両親は、裁判が進行する過程で被告サークル学生たちが見せてきた「裁判所内でのふざけた態度」(詳細は本文後述) についてずっと怒りの気持ちを抑えてきたが、このことも含めて訴訟上の和解成立に際し被告サークル学生たちに対し倫弘さんへの謝罪を求めた。そのため、訴訟上の和解成立の席で初めて、倫弘さんの遺影持ち込みを試みたとのことである。なお、当日は和解の席に着くまで遺影の持ち込みを原告側弁護士に伏せていたとのことである。父・勝さんによれば、「[遺影を] 風呂敷に包んで、いざ出そうとしたら、手で制止された」とのことである。

それ以前の段階で遺影の持ち込みを考えなかったことについて、母・豊子さんは次のように述べている。「[裁判中は] 遺影の持ち込みに必ずしもこだわっていたわけではない。余裕もなかった。裁判の間、尋問中、内容を控えるのに一生懸命だった。写真を胸に抱く余裕はなかった」。また、父・勝さんは「親が裁判をしているということは、倫弘の代わりにしているという思いがあった」とも語っている。以上、筆者による両親への聞き取り記録 (2006年3月19日) より。

- (85) しかし、厳密には既に触れたとおり、原告両親が遺影の持ち込みを求めたのは最終的な訴訟上の和解成立の場面であり、その時点においてなお、原告側弁護士が裁判官の心証をどこまで考慮する必要があったのか、疑問の余地がないわけではない。
- (86) 例えばこの点は、両親が訴訟過程でのサークル学生たちによる「事実否認」について、「自分たちの前で、倫弘の霊前で、話したことを否定した」と述べていることにもその一端が伺われる。筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より。また、実際に筆者の目の前で両親が、倫弘さんの霊前へお参りに訪れたサークル学生たち (被告となった学生たち) に対し次のように語った光景も目撃されている。「倫弘を抜きにして考えてくれたら困る。倫弘の霊はここにいる。倫弘の前で、どんな小さなことも話してもらいたい」。この発言は、筆者による被告となったサークル学生たちに対する聞き取りについて、その場所を倫弘さんの仏壇のある仏間で行なうか、それとも別の場所で行なうか、両親を交えて話していた際のものである。以上、筆者による両親への聞き取り記録 (2004年5月15日) より。

- (87) この訴訟事件は、2003年4月23日に大阪地裁へ提起された民事の損害

賠償請求事件である。ある高校野球部の練習試合中に起きた死亡事故をめぐって、亡くなった生徒の両親が学校設置者の学校法人を相手取って起こした訴えである。母・豊子さんが傍聴した原告・母親に対する本人尋問は、訴訟記録によれば2004年5月14日に行なわれている。なお、筆者はその後、母・豊子さんを通じてこの訴訟事件の遺族母親とも数度にわたる面識を得ている。

- (88) ここで取り挙げた裁判事例以外にも、母・豊子さんは主として子どもを亡くした遺族たちの私的なネットワークを通じて、複数の裁判事例について傍聴に足を運んでいる。この経験を通して、自身裁判（民事訴訟）や弁護士との接触が初めてだった両親も、見聞の範囲内で知識や理解の尺度を得ていったものと思われる。
- (89) 筆者による母・豊子さんへの聞き取り記録（2004年5月17日）より。
- (90) 筆者による両親への聞き取り記録（2000年5月14日）より。
- (91) この「ふざけた態度」について両親は具体的に「[学生たちが] プロレス技で首締めをしたりしていた」と筆者に語っている。被告側の弁護士は、サークル学生たちのこうした態度について「緊張しすぎてもいけないから…」という形で特に注意を与えることはなかったと両親は語っている。筆者による両親への聞き取り記録（2004年4月25日）より。
- (92) 本稿（一）、Ⅱ．2．（6）【46 和解か判決か：ゆれる両親の思い】、参照。
- (93) 文章の出典は、原告両親もその活動に参加、支援を受けていた「アルコール問題全国市民協会（ASK）」（名称は当時のもの）が発行していた会報誌「あすく」48号（1997年12月10日、発行）、3頁である。同号はその1－2頁を使って、大学生の他の「イッキ飲ませ」死亡事件を取り挙げるとともに、倫弘さんの事件（本件訴訟事件）についてその和解内容を紹介している。
- (94) 事件展開の中で、この一人の母親が本件事件の傍聴に訪れていたことは既に触れた通りである。本稿（一）、Ⅱ．2．（6）【45 和解案提示前後の出来事】、参照。
- (95) 筆者による両親への聞き取り記録（2004年4月25日）より。
- (96) 本稿（一）、Ⅱ．2．（6）【46 和解か判決か：ゆれる両親の思い】及び【49 帰りの電車の中で：息子の命と引き換えた思い】、参照。
- (97) 本稿（一）、Ⅱ．2．（2）【23 学生たちへの「示談」、正式申し入れ】、参照。
- (98) ここでの語りは引用順に、最初の語り二つが筆者による両親への聞き取り記録（2004年4月25日）より、そして最後のものが聞き取り記録（2005年7月3日）より、父・勝さんの発言。

- (99) 筆者による両親への聞き取り記録（2005年7月3日）より、母・豊子さんの発言。ここで母・豊子さんは、一般に大学生が命を奪うまでには至らない犯罪行為をはじめとする様々な不祥事を理由に退学処分を受けている例を引いて、「命を奪っているのに退学にもならずおかしい」とする考えを述べている。
- (100) 筆者による両親への聞き取り記録（2005年7月3日）より。当時、両親が裁判を行う上で様々なアドバイスを受けていた大阪在住のイッキ飲ませ被害者遺族（当時、市民団体「イッキ飲み防止連絡協議会」代表）から「学生を退学処分にはすることはできない」と聞いていたとのことである。
- (101) 筆者による両親への聞き取り記録（2005年7月3日）より、それぞれの発言。
- (102) この点について両親は、筆者の問いかけに対して「当時の気持ちで語ることの難しさ」を率直に答えている。ここでは、そうした困難さを十分に承知した上で、敢えて当時の気持ちを思い起こしてもらいながら語ってもらったことを付記しておく。
- (103) 本稿（一）、Ⅱ．2．（3）【23 学生たちへの「示談」、正式申し入れ】、及び【24 サークル学生側弁護士からの回答：内容証明郵便】、参照。
- (104) 本稿（一）、Ⅱ．2．（4）【29 提訴前の新聞取材】、参照。
- (105) 本稿（一）、Ⅱ．2．（5）【43 第9回期日：父・勝さんの「陳述書」と原告本人尋問】、参照。
- (106) 本稿（一）、Ⅱ．2．（5）【50 大学への要望書提出：事故の再発防止に向けて】、参照。なお、「要望書」ではその冒頭に、「提訴理由」に関する記述が置かれている。
- (107) 両親作成の文書「質問事項への回答」（2004年4月25日）より。なお、同文書については本稿（一）、注78、参照。
- (108) 本稿（一）、Ⅱ．2．（1）【02 事故当日、病院での学生たちによる最初の事故状況説明】、及び【06 両親の「倫弘の親」としての思い】、参照。
- (109) 本稿（一）、Ⅱ．2．（2）【07 最初の法律相談】、参照。
- (110) 語りの引用順に、筆者による両親への聞き取り記録（2000年5月14日）、同記録（2004年4月25日）、及び最後の二つの語りについて、記録（2005年7月3日）より。
- (111) 筆者による両親への聞き取り記録（2004年4月25日）より、母・豊子さんの発言。
- (112) 以下、引用は最初の語りが筆者による両親への聞き取り記録（2004年4月25日）より、母・豊子さんの発言。残る二つの引用は同記録（2005年7月3日）より。

- (113) 筆者による両親への聞き取り記録 (2005年7月3日) より、父・勝さんの発言。
- (114) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より、母・豊子さんの発言。
- (115) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より。
- (116) 両親作成の文書「質問事項への回答」(2004年4月25日) より。なお、同文書については本稿 (一)、注78、参照。
- (117) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より。
- (118) 筆者による両親への聞き取り記録 (2003年9月21日) より。
- (119) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (5) 【30 訴状の内容】、参照。
- (120) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (4) 【28 弁護士委任時のやり取り：損害賠償額の算定をめぐって】、参照。
- (121) この点について母・豊子さんは「世間が認めた一般的な金額」として理解していたと語っている。筆者による両親への聞き取り記録 (2005年7月3日) より。
- (122) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (6) 【46 和解か判決か：ゆれる両親の思い】、参照。
- (123) 引用順に、最初の語りは筆者による両親への聞き取り記録 (2000年5月14日) より、あとの二つの語りについては筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より。
- (124) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (6) 【49 帰りの電車の中で：息子の命と引き換えた思い】、参照。
- (125) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より、父・勝さんの発言。
- (126) 本稿 (一)、Ⅱ. 2. (6) 【47 第11回期日：訴訟上の和解成立】、参照。
- (127) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より。
- (128) たとえば、筆者による両親への聞き取り記録 (2003年9月21日) より、父・勝さんの発言。
- (129) 筆者は、原告両親と被告サークル学生たちのお参りの席に同席する機会を得ている (2004年5月15日)。その後の被告サークル学生たち8人に対する聞き取りの過程でも、また、その後彼らと別れるまでの電車中での彼らの態度、ちょっとした話の中にもそうした緊張をうかがい知ることができたことのみ付言しておく。
- (130) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より。
- (131) 筆者とA部長の電話による会話記録 (2004年6月28日) より。
- (132) 筆者による両親への聞き取り記録 (2004年4月25日) より、父・勝さんの発言。

- (133) この文書については、筆者の手元にもそのコピーが存在するが、誰が作成した文書であるかは結局わからなかった。
- (134) サークル学生たちは和解条項第四項にしたがい、本件倫弘さんの事故についてサークル内での経緯伝達と事故の再発防止を目的として、自分たちの後輩にあたる現役サークル学生の中で新しくサークルの部長に就任した学生1名を毎年その「代替わり」毎に、原告両親のもとへ挨拶とお参りに向かわせている。
- (135) 本稿（一）、Ⅱ．2．（2）【15 サークル学生たちによる第4回事故状況説明】、参照。
- (136) 原告両親は、今回の「事件」が発覚するまで、サークルの現役世代に倫弘さんの事故を伝達する際の具体的なやり方として、母・豊子さんがまとめた手記をもとに話をするようサークル学生たちに依頼していたとのことである。原告両親によれば、今回問題となった文書が手記に代えて使われるようになったのは、「事件」発覚の1年前からとのことである。つまり、2年にわたって同文書が使われていたことになる。以上、筆者による両親への聞き取り記録（2004年7月4日）より。
- (137) 筆者による両親への聞き取り記録（2004年7月4日）及び同（2006年7月22日）より。なお、A部長が母・豊子さんの「感情の爆発」に戸惑いながらも、同文書の問題点について十分把握していなかったことは、筆者とA部長の電話による会話記録（2004年6月28日）においても明らかとなっている。
- (138) 筆者はこの事件が起きる以前の時点で既に、両親との間で聞き取りを行う約束を得ていた。この事件はその直前（2004年6月24日）に発覚したため、結果的に原告両親とA部長たちサークル学生との間に入るような状況になったものである。
- (139) 筆者による両親への聞き取り記録（2004年7月4日）より。
- (140) 既に確認したように、被告側弁護士は被告サークル学生たちに対し「命日の霊前へのお参り」約束が精神条項＝心がけの問題であり、債務不履行等の問題が生じない旨については説明を行なっている。この説明は通常の説明として十分であると思われるが、実際に原告両親と被告サークル学生たちの間で本文で取り上げたような「摩擦」問題が生じていることにかんがみれば、さらにきめ細かなケアが必要であったのではないと思われる。

（未完）